

地方創生SDGs金融の 自律的好循環形成に向けて



地方創生SDGs金融調査・研究会（第2回）

2019年9月13日

地方創生SDGs金融調査研究結果骨子 (1/2)

1. 本調査の背景と目的・地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要

2. 検討領域 1 : 登録・認証制度

- 登録・認証制度の目的とその達成に必要な要件
- 登録・認証制度のスキーム（登録・認証プロセス、ステークホルダーの役割、必要となるツール 等）
- 登録・認証制度における国と地方公共団体の協働モデル
- 登録・認証後の運用方法（フォローアップ 等）
- 登録・認証プロセスの背景となったケーススタディ、地域のステークホルダーのニーズ調査結果
- 登録・認証制度の実行開始に向けた検討事項、対策（認知度を高めるための方法、登録から認証に移行するインセンティブ検討、地域金融機関・地域事業者・地方公共団体の連携促進策、地域金融機関・機関投資家・大手銀行・証券会社の連携促進策）

3. 検討領域 2 : 金融表彰、金融商品・サービス

- 金融表彰の目的とその達成に必要な要件
- 金融商品・サービスの目的とその達成に必要な要件

a) 地域事業者向け金融商品・サービス（融資商品）

- 地方創生SDGsに取り組む事業者を対象とした金融商品・サービス一覧（商品形態、商品例、SDGs 貢献理由）
- ケーススタディ、地域のステークホルダーのニーズ調査結果及びそれに基づいた推奨商品・サービス
- 各推奨商品・サービスの抑えるべき要点の特定（例：融資の場合は対象事業の範囲、評価方法、資金提供の型 等）
- 各金融商品・サービスの成功事例（例：農家向けローン、中小企業のコンサルティングサービス 等）
- 各金融商品・サービスの実行開始に向けた検討事項、対策

地方創生SDGs金融調査研究結果骨子 (2/2)

b) 地域金融機関向けサービス（投資商品）

- 地方創生SDGsに取り組む地域金融機関を対象とした投資商品
- ケーススタディ、地域のステークホルダーのニーズ調査結果およびそれに基づいた投資商品
- 各推奨商品・サービスの抑えるべき要点の特定（例：投資先の地域金融機関選定基準、評価方法、他のインパクト金融との違い、投資先のターゲット化、SDG金融の格付け・評価方法の考慮 等）
- 各金融商品・サービスの成功事例（例：環境投資ファンド、農業特化型ボンド 等）
- 各投資商品の実行開始に向けた検討事項、対策

c) 金融表彰制度

- 地方創生SDGsに取り組む地域金融機関を対象とした表彰制度の概要
- 表彰制度の抑えるべき要点の特定（例：どのような取り組み、融資方法が表彰されるべきか、どういった主体・対象・頻度・形式で運用するか 等）
- 国内外の金融表彰制度の成功事例（例：Global SDGs Award 等）
- 金融表彰制度の実行開始に向けた検討事項、対策

5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価

- 評価方法設定の目的とその達成に必要な要件
- 評価手法の枠組みと評価軸
- 評価項目の詳細
- 評価プロセスおよびプロセス関係者の役割
- 評価制度の運用スキームの骨子策定
- 評価制度の運用開始に向けた検討事項、対策

6. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

1. 本調査の背景と目的

2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要

3. 検討領域1：登録・認証制度

4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス

5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価

6. ニーズ調査アプローチ・結果

7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

■ 目的

- 内閣府地方創生推進事務局では、環境・高齢化・低炭素等の課題に先駆的に取組を行う地方公共団体を支援
- また、昨年からはSDGsの達成に向けた先駆的な取組を行う地方公共団体のモデルケースの構築を開始
- 昨年度「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」（座長：村上周三氏）を開催し、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」の取り纏めを行った。

2008年～

2018年

2019年

2020年

現 まち・ひと・しごと創生総合戦略

次期 まひし総合戦略

地方公共団体

民間企業

環境モデル都市

環境未来都市

SDGs未来都市

SDGsモデル事業

「環境未来都市」構想

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

✓環境・高齢化・低炭素等の課題に関して「環境未来都市」構想の下、2008年より開始している環境モデル都市・環境未来都市の取組

✓自治体におけるSDGsの達成に向け先駆的な取組を行う「SDGs未来都市」を選定し、SDGsの地域実装に関する成功事例の創出と、これらをモデルケースとして、全国の自治体に横展開を図る

✓パートナーシップを深める官民連携の場として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」が設立され、マッチング支援・分科会開催・普及促進活動により、自治体SDGsの取組を一層加速

地方創生SDGs金融

地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成の全体像

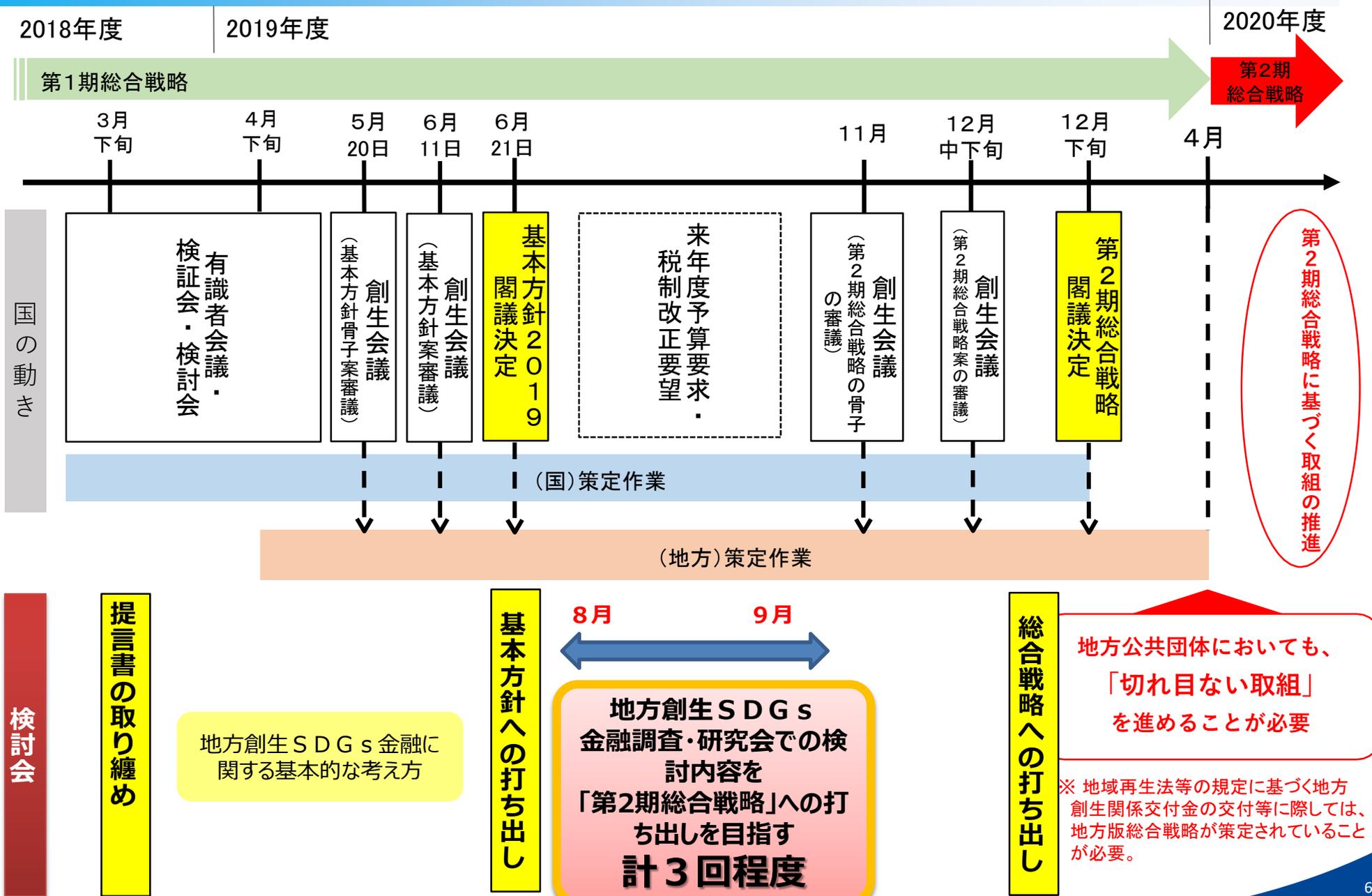
SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大



- 6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」には、地方創生SDGsの取組推進に向けて「地方創生SDGs金融」についての記載され、当該基本方針は、2020年度から始まる次期5カ年の総合戦略にむけた極めて重要な位置づけである。
- また、本年12月には、当該基本方針を基に、より具体的な政策を打ち出す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されることから、地方創生SDGs金融調査・研究会において、各種政策の土台となる方針等の検討を行う。

■第2期「総合戦略」の策定スケジュール（案）

2019.7.2
地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会（資料）一部加筆修正



『拡大版SDGsアクションプラン2019』のポイント

令和元年6月21日
第7回SDGs推進本部決定

- 日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献。SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。
- 国内実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」をG20大阪サミット、TICAD7、SDGサミット等の機会を活用して、国際社会に共有・展開。その上で、本年中にこれらの各種取組を統合・発展させる形で『SDGs実施指針』を改訂。

| I. SDGsと連動する「Society 5.0」の推進 | II. SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり | III. SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント |
|--|--|--|
| <p>ビジネス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 『SDGs経営イニシアティブ』に基づき策定した「SDGs経営ガイド」、TCFD*に係るガイドダンス等で企業のSDGsの取組を促進、ESG投資の呼び込みを後押し。<small>*気候関連財務情報開示タスクフォース</small> ▶ <u>中小企業のSDGs取組強化のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化。</u> ▶ SDGsビジネスの<u>国際的なルールメイキング</u>に貢献すべく官民連携を強化。 <p>科学技術イノベーション(STI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ G20にて「<u>ロードマップ策定のための基本的考え方</u>」を発表。各国のロードマップ策定を支援。 ▶ STI for SDGsプラットフォームを構築。 ▶ <u>STI分野の「人づくり」</u>、国際共同研究・STIの社会実装の強化。 | <p>地方創生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>SDGs未来都市</u>（今年度分近日決定）、<u>地方創生SDGs官民連携プラットフォーム</u>を通じた民間参画の促進、<u>地方創生SDGs金融</u>を通じた「<u>自律的好循環</u>」の形成。 ▶ <u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会</u>、<u>2025年大阪・関西万博</u>の運営、開催を通じたSDGs推進。 <p>強靱な循環共生型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「<u>海洋プラスチックごみ対策アクションプラン</u>」・「<u>プラスチック資源循環戦略</u>」をそれぞれ策定。 ▶ <u>地域循環共生圏づくり</u>に取り組む<u>35団体</u>選定。 ▶ 「<u>パリ協定長期成長戦略</u>」の策定・実施。 ▶ <u>防災分野の「人づくり」</u>（<u>4年間で8万5千人</u>の世界の強靱化に向けた人材育成 | <p>次世代・女性のエンパワーメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「<u>次世代のSDGs推進プラットフォーム</u>」の内外での活動を支援。 ▶ WAW!・W20において安倍総理から<u>途上国の女性への教育支援</u>（<u>3年間で400万人</u>）を表明。 <p>「人づくり」の中核としての保健、教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>UHC*</u>推進、国際的な保健課題の解決に貢献するため、<u>グローバルファンド</u>への増資を含め支援を実施。<small>*ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ</small> ▶ 「<u>教育×イノベーション</u>」（<u>3年間で90万人の子ども・若者支援</u>） |



『拡大版SDGsアクションプラン2019』のポイント

2019年6月、G20大阪サミットにおいて「STI for SDGsロードマップ 策定のための基本的考え方 (Guiding Principles)」を発表

2019年5月、『SDGs経営ガイド』策定。企業のSDGs経営の推進とESG投資の呼び込みを後押しするための施策を推進。

日本の優れた科学技術を活用し、「SDGsのための科学技術イノベーション(STI for SDGs)」を推進:



- ①国連の会議やG20, TICAD7を通じ、各国の「ロードマップ」策定を支援
- ②各国のSDGsニーズと日本のSTIシーズをマッチングするプラットフォームを構築
- ③ODAと連携した国際共同研究の強化等

2019年5月、平成31年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定団体一覧 (この他、モデル実証事業を夏頃決定予定)

- 長沼町
- (特非) 仕事人倶楽部
- (一社) Reborn-Art Festival
- (一社) サステイナビリティセンター
- (株) 会津森林活用機構, 会津地域森林資源活用事業推進協議会
- 小田原市
- 国立大学法人富山大学
- (株) 七尾街づくりセンター
- 根羽村
- (一社) スマート・テロワール協会
- 浜松市
- 伊豆半島ジオパーク推進協議会
- 富士宮市
- 裾野市深良地区まちづくりコンソーシアム
- おわせSEAモデル協議会
- (認定特非) まちづくりネット東近江
- 亀岡市
- 環境アニメイティッドやお
- (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)

環境×地方創生:
地域資源を持続的な形で最大限活用。自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域が補完し支え合う地域循環共生圏の創造に向け、プラットフォーム構築(ソフト面)及び地域社会インフラの脱炭素化モデル実証(ハード面)を通じ支援。

- 奈良市
- みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
- (株) AMAホールディングス
- 真庭市
- (株) エーゼロ
- コウノトリ定着推進連絡協議会
- 宗像国際環境会議実行委員会

- (一社) 九州循環共生協議会
- 鹿島市ラムサール条約推進協議会
- 小国町(熊本県)
- 熊本県, 南阿蘇村
- 奄美市
- 徳之島地区自然保護協議会
- 宮古島市
- 国頭村

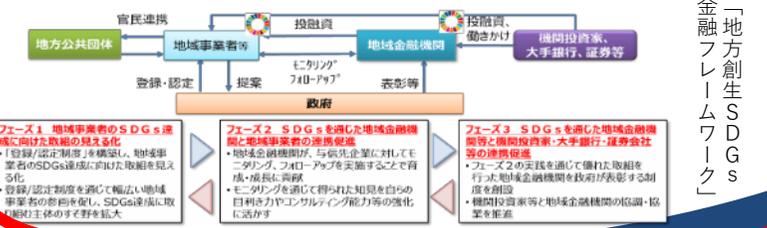
SDGs 経営推進 イニシアティブ

- ①『SDGs経営ガイド』をG20等も活用して国内外に発信
- ②ESG投資のパフォーマンス分析, 投資家・評価機関の手法の見える化等を通じ, SDGs経営を後押しする長期投資を促進
- ③SDGsに関する投資等に係る国際的ルールメイキングに貢献



- ①地方創生SDGs達成に向け自律的好循環の形成を目指し, 地方創生SDGs金融の普及・展開を図り, 多様なステークホルダーが連携し「地方創生SDGs金融フレームワーク」構築を目指す。
- ②地方創生SDGs官民連携プラットフォームによるビジネス創出拡大

「地方創生SDGs金融スキーム」
プラットフォーム
会員数: 829団体
(2019年6月末時点)



「地方創生SDGs金融フレームワーク」

(参考) 地方創生 S D G s 金融に関する御発言

第7回 S D G s 推進本部 (令和元年6月21日)



【片山前地方創生担当大臣御発言】

全ての S D G s の実現にはジェンダー平等が不可欠であり、重点方針2019 の下、女性活躍の取組を加速します。

また、地方創生 S D G s の実現に向け、引き続き、未来都市の選定や官民連携を図り、**金融面の取組も強化します。**

令和元年度「S D G s 未来都市」選定証授与式 (令和元年7月1日)

片山前地方創生担当大臣御挨拶



内閣府地方創生担当大臣の片山です。「S D G s 未来都市」に選定された自治体の皆様、まずはお祝いを申し上げます。

～ (中略) ～

また、地方創生 S D G s 官民連携プラットフォームによる民間参画や、**地方創生 S D G s 金融を通じた自律的好循環の形成を推進して参ります。**

皆様と共に、「S D G s 未来都市」の成功事例を全国の自治体に展開し、地方創生の動きを更に加速させる所存ですので、よろしく願いいたします。改めまして、本日は誠にありがとうございました。

■ 地方創生SDGs金融調査・研究会 2019年度運営について

概要

- 「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」の具体化に向け、各検討領域毎に議論を行い、12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への政策の打ち出しを目指す。
- 昨年度の「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」に係る報告書で示された「地方創生SDGs金融フレームワーク」を踏まえて、新たに下記検討領域1～3のとおりに整理し、検討を進めることとする。

検討領域①

地方創生SDGs登録認証制度検討

- SDGsに取り組む・取り組もうとする地域事業者に対し、「地方創生SDGs認証」を付与することで、取組の裾野拡大策を検討

検討領域②

金融表彰、地方創生SDGs金融商品・サービス検討

- 地域金融機関における地域事業者への支援（非金融サービスを含む）を加速させる観点から、事業性評価に積極的に取り組む地域金融機関へのインセンティブとして表彰制度を検討
- 地方公共団体が金融機関との連携を促進するための方策等検討
- 地域金融機関における地方創生SDGs取組に関する事例の調査・紹介

検討領域③

地方創生SDGs取組達成度評価手法検討

- 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けては、企業の取組がどのように地方創生SDGsにインパクトをもたらしているかの定量的評価を検討

国内外へ「地方創生SDGs金融」のあり方の具体的手法の発信・展開を目指す

1. 本調査の背景と目的
- 2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要**
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

■地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成の全体像

SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大

地域課題の発掘
見える化の推進

地域牽引企業、GNT(グローバルニッチトップ)発展
・地域雇用 ・域外資金獲得
・ソーシャルビジネス・ソーシャルベンチャー 等

ビジネス本業での地方活性化取組推進
・ICT活用公共サービス ・ドローン宅配・AI、IoT活用
・グリーンインフラ・建築・ヘルスケア(保険)、信託 等

Society5.0の地域実装



自律的好循環
(資金の還流と再投資)

金融機関によるSDGsを考慮した金融支援
(コンサルティング等、非金融サービス含む)

公的資金

民間資金

■ 地域企業の成長サイクル実現SDGs達成の両立に向けて

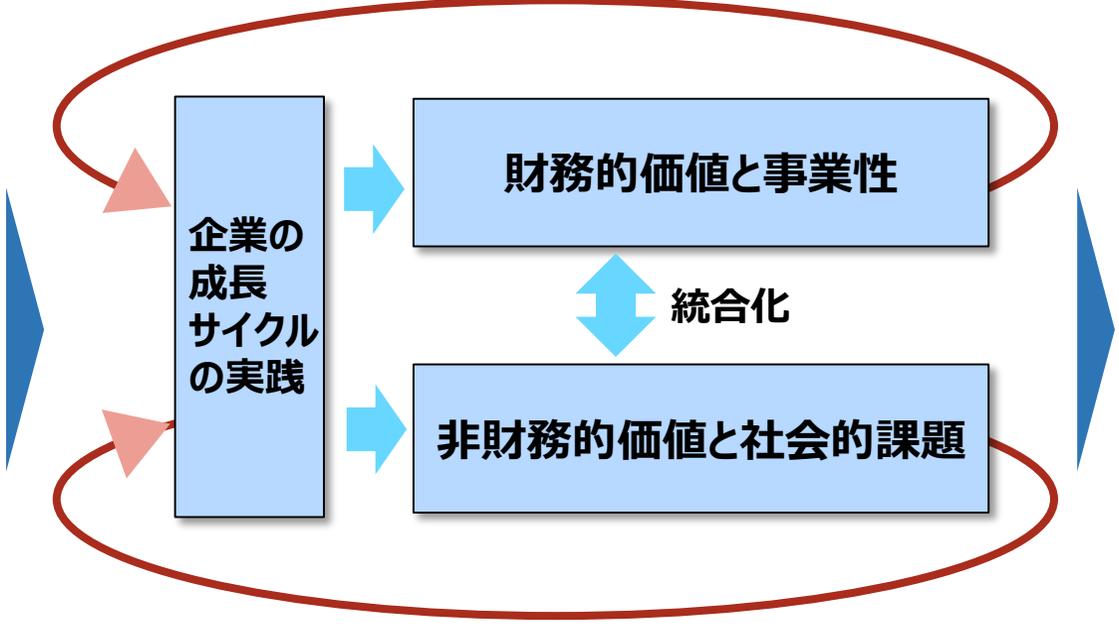
- SDGs達成に向けた事業活動は、財務的価値（収益等）と非財務的価値（人材・技術・企業ブランド等）を創出
- 得られた財務的価値と非財務的価値を再投資することで、地域企業の成長サイクル実現とSDGs達成を両立

SDGs達成に向けた 多様な取組



自社の活動の位置づけ
自律的好循環に向けた

得られた収益を再投資

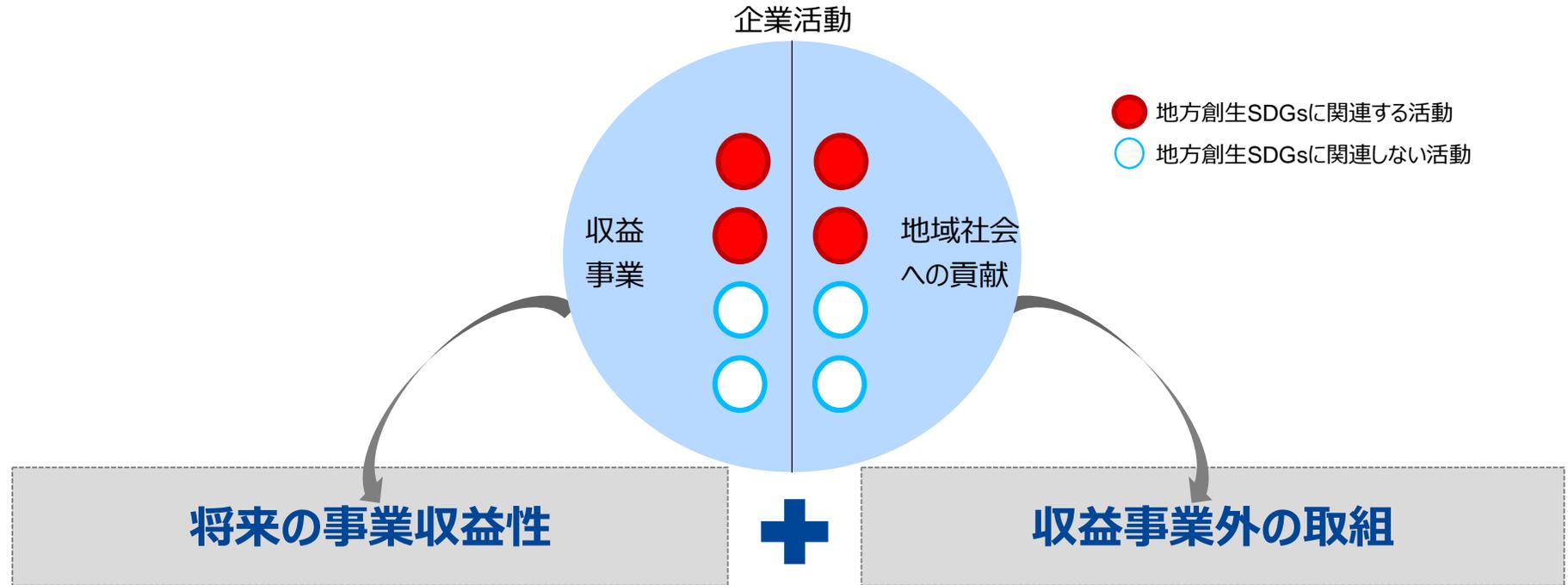


SDGsの取組と企業活動の両立

得られた非財務的価値を再投資

本フレームワークでの「地方創生SDGs取組達成度評価（仮称）」は、将来の事業収益性および収益事業外の取組を以て行われる想定

地方創生SDGs取組達成度評価※



企業として継続して利益を生み出し、将来性が高いこと

- 地方創生SDGsに関する活動（例）：
 - 省エネ建築、バイオマス発電事業、リサイクル事業 等

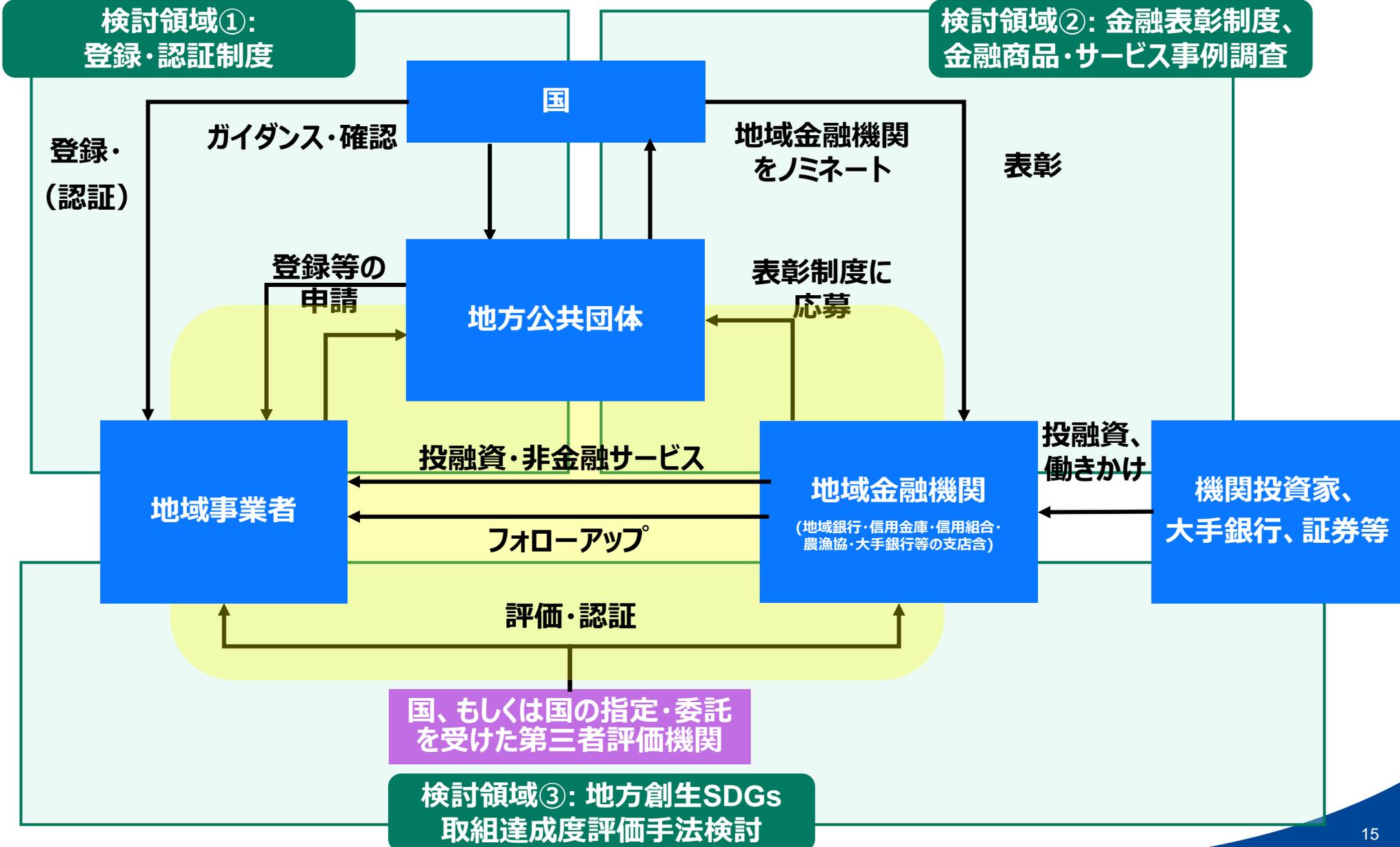
- 地方創生SDGsに関しない活動（例）：
 - 営業活動、経理作業、その他事務 等

社会活動を通じた地方創生SDGsへ貢献

- 地方創生SDGsに関する活動（例）：
 - ジェンダーに配慮した外部団体の取組支援 等

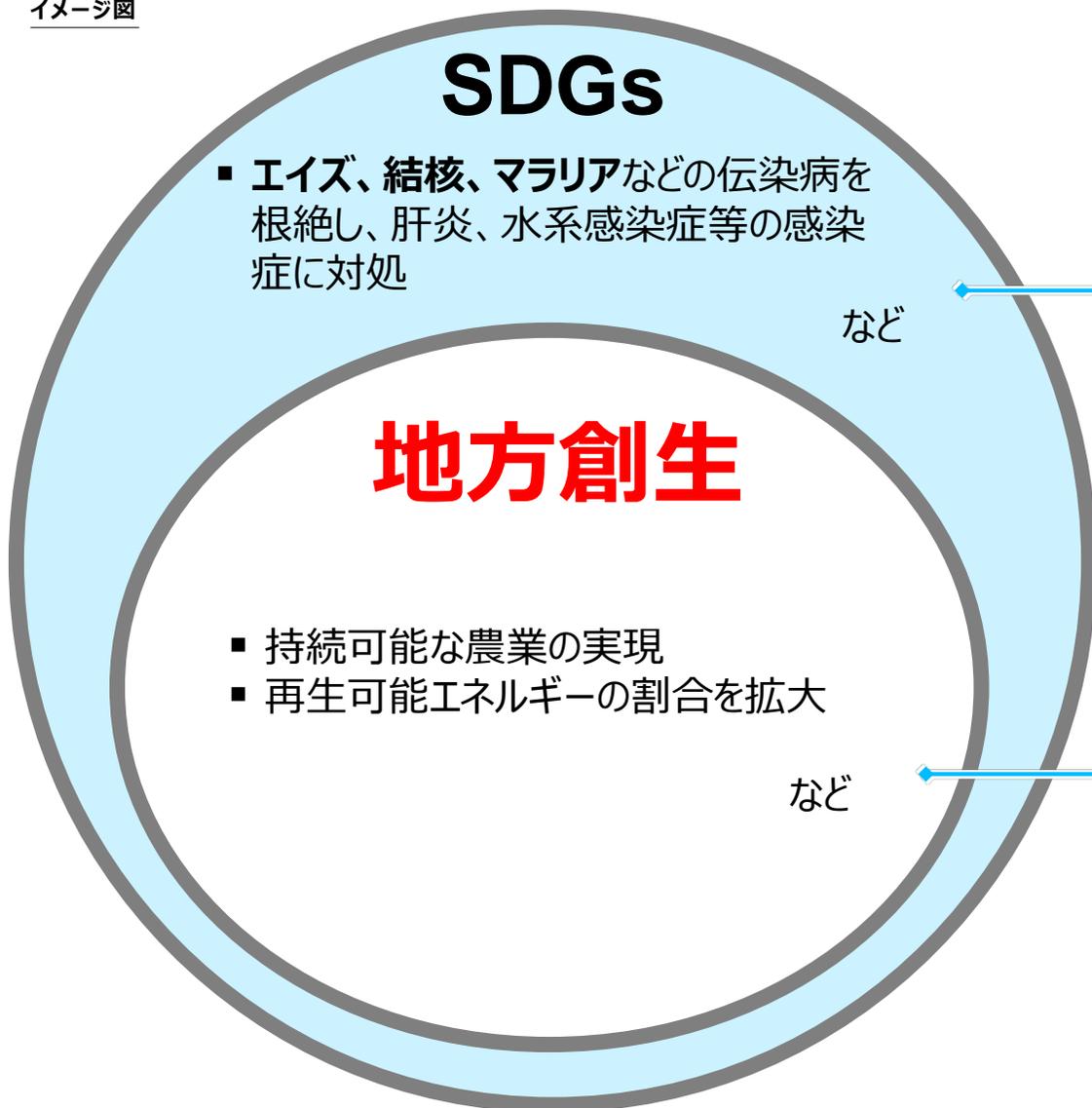
- 地方創生SDGsに関しない活動（例）：
 - 途上国への寄付活動 等

■ 「地方創生SDGs取組達成度評価」に基づく地方創生SDGs金融フレームワーク



地方創生SDGs取組達成度評価項目は、SDGsをすべて対象とし、中でも地方創生・SDGs両者に共通するものが親和性が高い目標と位置付ける

イメージ図



地方創生SDGs取組達成度評価項目：

- 地方創生SDGs金融における地方創生SDGs取組達成度評価項目
- 地方創生はSDGsに含意されると想定
- 誰にでも分かりやすいものとするべく、日本のコンテキストに合わせて意識する必要あり

親和性が高い評価項目：

- 地方創生及びSDGs両方において親和性が高いものとし、事業の取組を積極化させるべく好事例を積極的に提示する

■ 本調査・研究業務の検討領域

目的

- SDGsに取り組む・取り組もうとする地域事業者に対し、認証を付与することで、**取組の裾野を拡大する**

検討領域1 登録・認証 制度

本取組の最終的なゴール

- 登録・認証制度の規格策定（令和二年度）
- 一部地方公共団体による登録・認証制度の運用開始（令和二年度）
- 登録・認証制度の規格アップデート、地方公共団体による運用の拡大（令和三年度）

本調査・研究業務の期待成果物

- 登録・認証制度として抑えるべき要点の特定（例：事業者対象範囲、認定手法と基準等）
- 国と地方公共団体の協働モデルの枠組みを策定（例：地方公共団体による制度活用を促す仕掛け等）
- 運用開始に向けて検討が必要な詳細論点の洗い出し

検討領域2 金融表彰、 金融商品・ サービス

- 地方公共団体と金融機関の連携・協業を加速させる**ことで、地方創生SDGsボンド等の金融商品や融資先に対するコンサルティング・アドバイザー等の金融サービスの拡大、取組企業等への投融資の呼び込みを促進する

- 表彰制度の詳細設計、導入（令和二年度）
- モデル金融機関として商品・サービスの導入（令和二年度）
- 表彰制度運用開始、商品・サービスの展開（令和三年度）

- 金融商品・サービスとして抑えるべき要点の特定（例：対象事業の範囲、資金提供の型等）
- 表彰制度における国と地方公共団体の協働モデルの枠組みを策定
- 運用開始に向けて検討が必要な詳細論点の洗い出し

検討領域3 地方創生 SDGs取組 達成度評価 手法

- 企業の取組が地方創生SDGsに与える取組達成度トの定量評価を通じて、**地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環を形成する**

- 地方創生SDGs取組達成度評価手法のガイドラインの策定（令和二年度）
- 地方創生SDGs取組達成度評価制度の運用開始（令和三年度）

- 地方創生SDGs取組達成度評価手法の枠組み・抑えるべき要点の特定（例：評価軸、データ収集方法等）
- 地方創生SDGs取組達成度評価制度の運用スキームの骨子策定

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
- 3. 検討領域1：登録・認証制度**
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

登録・認証制度について

初期的見立て

登録制度

認証制度

制度の特徴

- 登録要件は存在しないか、ごく易しい
- 第三者評価はなく、応募すればほぼそのまま登録が可能

- 明確な認証要件が段階ごとに存在し、認証要件を満たしているか審査が行われる

利点

- 広く登録者を募ることで、SDGsの認知度が上がり、取り組む事業者の裾野を広げられる
- 登録制度そのものが、地域事業者に対しての広報活動になる

- 認証要件を設けることで、SDGsに関連してどのような取組を行う必要があるかガイダンスを与えられる
- 既にSDGsに取り組んでいる事業者に対して、認証の段階が上がることでさらなる取組強化のインセンティブとなりうる

欠点

- 誰でも登録できる分、SDGsの取組推進を担保する制度としては不十分

- 要件があるため応募コストが高く、適切なインセンティブがないとそもそも応募が集まらない可能性がある

目的

- 地域事業者によるSDGsへの参画

- 地域事業者によるSDGsの取組強化

概要

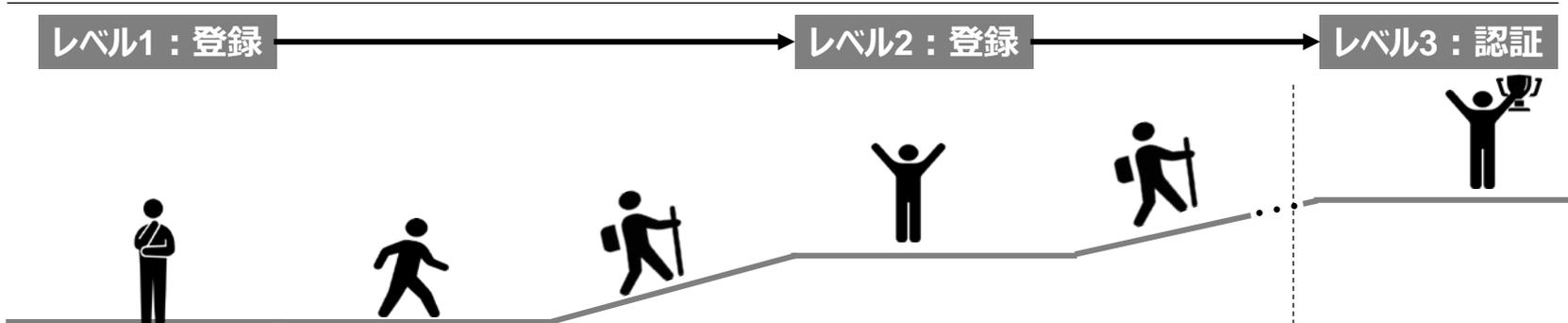
- SDGsの認知度を高め、今までSDGsに馴染みのなかった事業者を含むより多くの事業者へのSDGsの普及を促進する
- 同時にSDGsに取り組むロールモデルとして周知し、SDGsをさらに普及させる

- SDGsに取り組み始めた事業者に対し、さらなる取組強化を促進し、その貢献を認定する

段階的な登録・認証制度

初期的見立て

登録～認証へのレベルアップの過程イメージ



要件

- レベル1: SDGsの取組について自己評価を行った事業者
- レベル2: 一定の評価基準を満たした事業者
- レベル3: 一定に評価基準を満たし、かつその中でも特に優れた取組を行っている事業者

狙い

- レベル1: 登録者を広く募ることで、SDGsに取組む事業者の裾野を広げる
- レベル1: 登録制度そのものが、地域事業者に対する広報になる
- レベル2: 認証要件を設けることで、SDGsに関連してどのような取組を行う必要があるかガイダンスを与え、事業者全体の取組進化を図る
- レベル3: 優良事例として紹介することで、他のSDGsに取り組む事業者に対してロールモデルを提供する

ステータス

- レベル1: SDGsを知らない・ほとんど馴染みがない
- レベル2: 認証取得に向けて取組を強化している
- レベル2: SDGsに積極的に取り組んでいる
- レベル2: 次レベルの認証取得に向けて取組を強化している
- レベル3: SDGsに積極的に取組、特に優れたパフォーマンスを出している

関与/支援の例

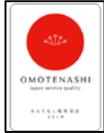
- レベル1: 広報・セミナー実施等による、SDGsの概念・必要性の教育・周知
- レベル2: 地域事業者への制度の周知
- レベル2: 応募に関する手続きの簡略化
- レベル2: 認証によるメリットの周知
- レベル2: 認証取得に向けた支援(セミナー開催など)
- レベル2: 次の段階の認証取得に向けたネクストステップの提示
- レベル3: 優良事例としての紹介・周知支援
- レベル3: 優良事例としての紹介・周知支援

検討領域①

検討領域③

参考事例: おもてなし規格認証は4つの認証段階を設定し、認証要件および 認証後の便益が異なる

初期的見立て

| 概要 | | <ul style="list-style-type: none"> サービス事業者が提供するサービス品質の見える化を目的とする、経産省主導の認証制度 認証には紅~紫の4段階があり、それぞれ基準の厳しさが異なる | | | |
|-------------------|--------|---|--|---|---|
| 評価基準 | | <ul style="list-style-type: none"> サービス業務マネジメント項目 (全30項目) インバウンド対応項目(10項目) | | | |
| 認証段階 | | 紅認証 | 金認証 | 紺認証 | 紫認証 |
| | |  |  |  |  |
| 取得メリット | | PR効果 | | | |
| | | 日本政策金融公庫による低利融資 | | | |
| 認証要件 ¹ | サービス | 15項目以上 | 15項目以上 | 21項目以上 +人材要件 | 24項目以上 +人材要件 +独自要件 |
| | インバウンド | なし | 5項目以上 | 5項目以上 | |
| 評価方法 | | 自己適合宣言 | 認証機関による審査 | | 認証機関および 認定機関による審査 |

基準の異なる4段階の認証制度を設定することで、取組み始めから
優良事例としての承認まで、幅広い段階の事業者の取組支援が可能

1. 金以上の認証については、トラベラー・フレンドリー認証を取得するための条件を記載

より多くの地域事業者の取組を促すには、応募、審査、登録/認証の各プロセスにおいて、事業者にとってやりやすい仕組みが必要

初期的見立て



概要

周知 地方公共団体、金融機関が事業者に対し、または事業者同士で制度の紹介と応募の奨励を行う

応募 事業者が、申請書等の必要資料を提出して登録・認証申請を行う

審査 運営主体もしくは第三者機関が、評価基準に基づいて、認証するかどうかを審査（認証しなかった場合はフィードバックを提供し、審査落ちはない想定）

登録・認証 審査を通過した事業者は登録・認証され、国・地方公共団体によるPR、その他金銭的なメリットを得る

事業者にとってやりやすい仕組み

- **今までSDGsに馴染みのない事業者にも興味を持てる**よう、SDGsのコンセプトや活動例を、PR動画やセミナーなどで、わかりやすい形で伝える
- Web上で完結する申請フォーム等により、**応募にかかる書類記入・受渡しの手間を最小化する**
- 審査における**評価項目を事前に公開する**
- メールで認証連絡を行うなど、**登録・認証手続きにおける連絡の手間を最小化する**

応募者が「応募手順は何か/応募に必要なものは何か」がイメージできるよう、登録・認定におけるプロセスをわかりやすく明示する

参考事例



↑HPで公開されている制度紹介動画（おもてなし認証制度）



↑Webの申請フォーム（つくばSDGsパートナーズ）



←HPで公開されている評価項目例（ジャパンSDGsアワード）

より多くの地域事業者の登録・認証を促すためには、事業者の実益に資するインセンティブの定義および周知が必要

初期的見立て

インセンティブ

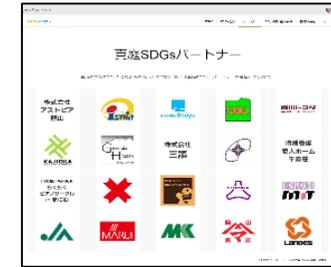
概要

参考事例

PR効果

- 認証を受けることで、顧客や地域金融機関に対して優良事業者であることを周知できる
- 自分の事業が地方創生SDGsに取り組んでいることをバッチやロゴを通して広告で利用する

- **真庭SDGsパートナー：**真庭SDGsパートナーポータルサイトおよび真庭市ホームページで登録企業名を紹介



経済的メリット

- 競争入札での加点や、地方公共団体からの補助金付与、金融機関との融資相談・スキルアップセミナー、ビジネスマッチング・SDGs取組企業会員制度など、経済面でのメリットを享受できる（各地方公共団体でインセンティブを設計する）

- **おもてなし規格認証：**2段階目以上の認証を得た事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行う（観光産業等生産性向上資金）

日本政策金融公庫

直接貸付

(上限7億2千万円)

中小企業・小規模事業者

地域貢献

- 認証/登録制度を通して事業を拡大することで、地域経済・社会・環境などに貢献する

さらにSDGsへの取組を持続的なものとするには、認証を与えるだけでなく、取組を深化させるための支援も必要

初期的見立て

必要な支援

概要

参考事例

ケーパビリティ の提供

- メンター制度の設置による個別相談・アドバイスの提供
- SDGsに関するセミナーの実施
- SDGsに関するマニュアルの配布

- **つくばSDGsパートナーズ**：
定期的に講師を招いて、SDGsについて学ぶための講座を開催。地域社会における環境保全活動のリーダー育成を目指す



事業者同士の ネット ワーキング

- 登録企業同士の交流会の開催
- 登録企業の名簿作成

- **かながわSDGsパートナー**：
登録事業者間のネットワーク構築と、SDGs推進に向けた異業種交流やマッチングを目的とした交流会、「かながわSDGsパートナーシップミーティング」を開催



資金調達 機会の提供

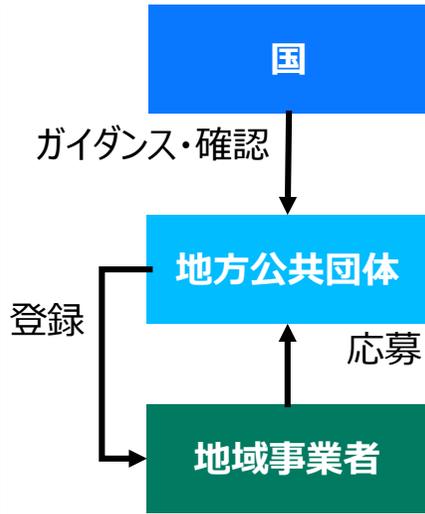
- 優秀な事業者が登録・認証制度以外でも資金調達の受けられるよう、資金提供者と事業者をマッチングする機会を提供

- **オープンイノベーション検討会**：
第二地方銀行協会が主催する、地方銀行とスタートアップとのマッチングを目的とした会合。事業者によるピッチや、全員参加型のビジネス創出ワークショップを実施

登録・認証制度の運用体制

初期的見立て

運用体制図



検討領域①

登録

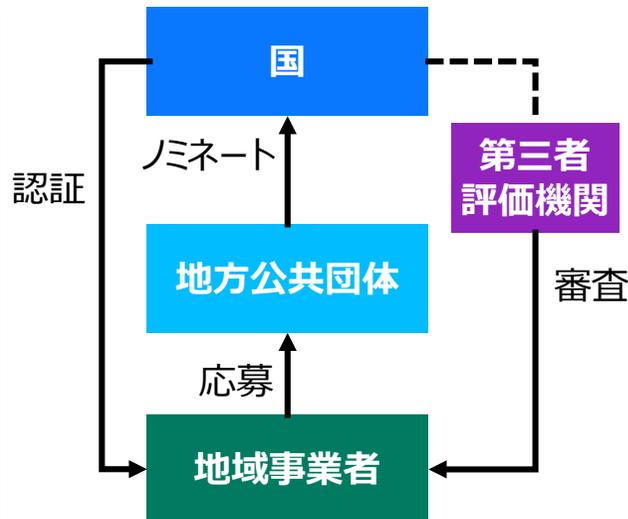
ポイント

- 地域事業者は**予め自己診断**をした上で応募
- **地方公共団体が応募者を評価し、認証する**
- ※国は制度のひな形を提供し、実際の運営、認証審査は地方公共団体が実施

評価者



登録・認証者



検討領域③

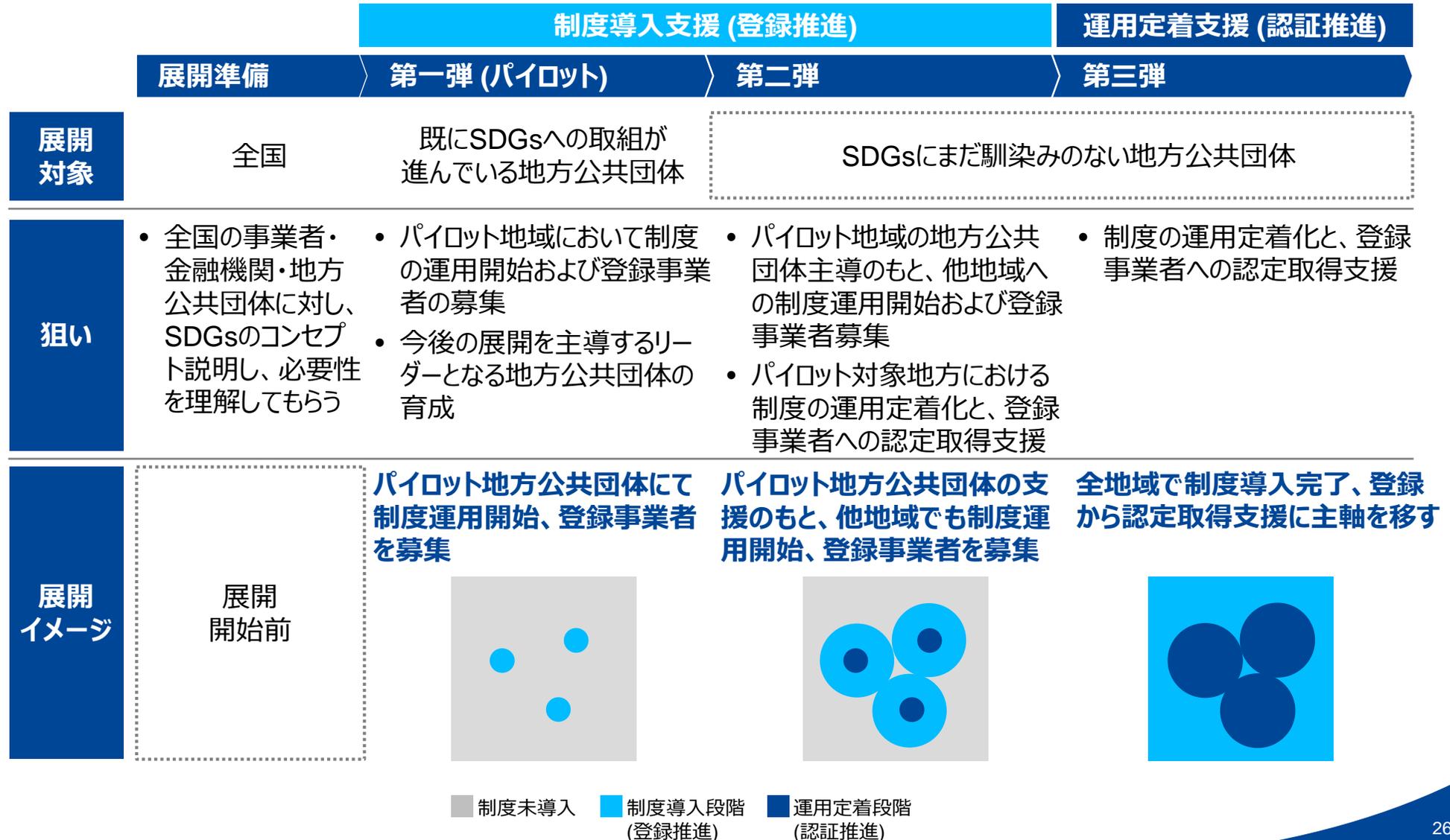
認証

- **地方公共団体が初期審査**で応募者を絞り込み、最終候補者をミネート
- **第三者評価機関がミネートされた応募者を評価**
- 評価を元に**国が事業者を認証する**



効率的に全国展開を行うためには、まずパイロット対象の地方公共団体に集中的に制度導入支援を行い、その後の展開を主導してもらう方法が望ましい

初期的見立て



1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
- 4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス**
 - a) 地域事業向け金融商品・サービス
 - b) 金融表彰制度
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
 - a) **地域事業向け金融商品・サービス**
 - b) 金融表彰制度
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

地方創生SDGs金融商品・サービスに関するニーズ

アンケート、ヒアリング結果をまとめた事業のニーズを一覧化

金融商品・サービスのガイダンスでの定義事項

各検討領域において検討

i) 商品開発のDeep Dive

現在検討中

あ) 販売ターゲットの認識、い) ターゲットのニーズ調査、う) ニーズに合わせた商品開発

あ) 販売ターゲットの認識

現在検討中

地域事業の業界、業態、規模等のサンプル分析

い) ターゲットのニーズ調査

現在検討中

ニーズ調査結果の事業ニーズ

う) ニーズに合わせた商品開発

現在検討中

商品開発においてSDGs対応時の検討事項、および、事例

事例の一覧化と成功要因／失敗要因の抽出

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
 - a) 地域事業向け金融商品・サービス
 - b) 金融表彰制度**
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

金融表彰制度の背景と目的

背景

- 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環は以下の3点を実現することを前提としている
 - 地方公共団体による、SDGsの周知徹底および、地域金融機関や地域事業者に対する取り組み支援
 - 大手金融機関から地域金融機関、地域金融機関からSDGsに取り組む地域事業者への積極的な投融資・サービス提供
 - 地域事業者による、積極的なSDGsの取組
- 上記要素の2点目について、**地域金融機関がSDGsに取り組む地域事業者への投融資・サービス提供を促す仕組み、また大手金融機関から地域金融機関への資金投入を促す仕組み**を設計する必要がある

目的

以下の2点を達成することを目的とし金融表彰制度を設計する:

- SDGsに取り組む地域事業者に対する融資が認知されることで、より**投融資・サービス提供を行うインセンティブ**を設ける
- 機関投資家・大手銀行・証券等から地域金融機関向け資金投入を促進する

金融表彰制度に対する地域金融機関・地方公共団体のニーズおよび設計への反映方法

随時地域金融機関のヒアリング結果を反映

ニーズ概要

設計への反映方法

制度の目的

- 金融機関として表彰されるインセンティブがない
- 金銭的メリットを明確にしてほしい
- 競争の激しい地域金融機関にとって、他社との差別化ポイントとしてPRできることが最大のメリットなのでは

- インセンティブは金銭的なものを中心に考える
- **具体的なメリットの提示**（県外事業者からの融資申し込みを増やすために金融機関が得意とする分野で応募する等）が必要

表彰の単位

- 投融資規模だけでなくスキームのユニークさ等でも評価してほしい

- 地域貢献賞やパイオニア賞などの**投融資の規模に関係なく表彰されるパターンの検討が必要**

制度の運用方法

- 競合との競争においてユニークさを必要としている地域金融機関にとっては、**広告費を使わずにPRできることが最大のメリット**

- 地域金融機関間の競争に有利に働く要素とするためには**国からの表彰が必要**

表彰制度要件概要

初期的見立て

要件概要

| | | |
|---------|--|---|
| 制度の目的 | <ul style="list-style-type: none">SDGsに取り組む地域事業者に対して、積極的に投融資・サポートを行い事業の成長をサポートした地域金融機関の成果を評価すること | |
| 制度のねらい | <ul style="list-style-type: none">表彰されることで以下のメリットを享受できることから地域金融機関が投融資・サービス提供を行う<ul style="list-style-type: none">域内外に対するPR効果による企業イメージアップ、新規商品としてSDGs融資が設けられる（ビジネス機会の拡大）などの既存投融資の拡大機会大手金融機関や投資家からの資金調達がしやすい、投資対象となりやすい | |
| 表彰の単位 | <ul style="list-style-type: none">毎年複数の地域金融機関を表彰融資規模以外にも評価項目を設け、表彰内容にバリエーションを持たせることで、幅広い地域金融機関の投融資活動を促進 | |
| 制度の運用方法 | プロセス | <ul style="list-style-type: none">地域金融機関による応募地方公共団体による表彰候補をノミネート表彰対象の審査表彰対象決定表彰対象をアナウンス |
| | 役割 | <ul style="list-style-type: none">地方公共団体：地域金融機関の取組を評価し、表彰制度に推薦国：地域金融機関の取組を審査し、表彰対象を決定・全国的にアナウンス地域金融機関：地方公共団体と協力して推薦をもらう |

次ページ以降で深堀

表彰単位に融資規模以外のバリエーションを設けることで、多様な金融機関にインセンティブを与えることができる

| 初期的見立て | 概要 | 評価項目 |
|-------------------------|--|--|
| SDGs 金融大賞 | <ul style="list-style-type: none"> 融資規模の観点で最もSDGsへの取組に好影響を与えた金融機関に贈られる賞 | <ul style="list-style-type: none"> 融資総額 融資件数 融資によって得られた利益額 SDGs取組目標数 |
| 地域 寄り添い賞 | <ul style="list-style-type: none"> 地域課題に特化したSDGsへの取組に積極的に投融資を行った金融機関に贈られる賞 (例：〇〇川の水質改善により、名産であるスイカの品質向上を図る取組への融資) | <ul style="list-style-type: none"> 融資総額 融資件数 融資によって得られた利益額 投融資の目的が地域で広く共有されている地域課題か否か 取組目標を地域のコンテキストにうまく落とし込めたか |
| インパクト賞 | <ul style="list-style-type: none"> 投融資を行った事業がSDGsに大きく好影響を与えた金融機関に贈られる賞 | <ul style="list-style-type: none"> SDGsへの取組達成度（女性の雇用率、水質の改善率、事業の成長率等） |
| パイオニア賞 | <ul style="list-style-type: none"> SDGs項目のうち、他の金融機関が取り組んでいないテーマ・地域に対して先駆的に投融資をした金融機関に贈られる賞 | <ul style="list-style-type: none"> 融資総額 融資件数 融資によって得られた利益額 取組目標の特異性 地域の取組度合い |
| SDGs サービス賞 | <ul style="list-style-type: none"> 金銭的融資以外のサポートを積極的に行った金融機関に贈られる賞 (例：零細企業の事業拡大におけるパートナー企業のマッチング) | <ul style="list-style-type: none"> 融資以外のサービスの提供先数 融資以外のサービスの提供件数 |
| SDGs チャンピオン賞 | <ul style="list-style-type: none"> SDGsを積極的に地域で教育、啓蒙した金融機関に贈られる賞 | <ul style="list-style-type: none"> 地域におけるSDGsの教育・啓蒙機会の提供件数 上記機会の質（資料の質、講師の質等） |

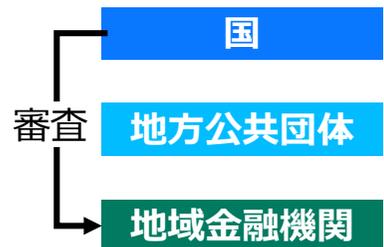
より多くの地域金融機関の取組みを促すには、応募、審査、表彰の各プロセスにおいて、地域金融機関にとってやりやすい仕組みが必要



- 地方公共団体が募集の開始をアナウンスし、応募の奨励を行う
- 地域金融機関が、活動報告書等の必要資料を提出して、該当する表彰単位に応募する



- 地域地方公共団体が活動報告書を確認し、国に推薦する金融機関をノミネートする



- 国（もしくは第三者機関）が、一定の評価基準に基づいて、金融機関を審査する



- 審査の結果、国が各表彰単位について表彰対象を決定する
- 国が地方公共団体に対して審査結果を通知する
- 地方公共団体が地域金融機関に対して審査結果を通知する



- 国が表彰結果を政府サイト等を通して公表する
- 表彰された地域金融機関は表彰結果をウェブページ等に載せ、PRに使うことができる

金融表彰制度事例：地方信用保証協会主催

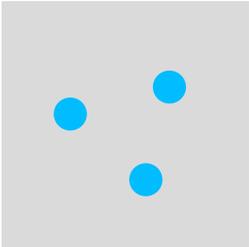
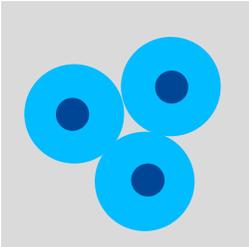
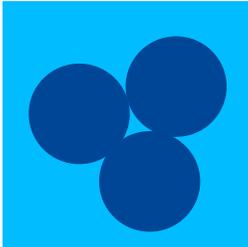
| 主催者 | 開催地域 | 概要 | 評価項目 | 運用方法 | 表彰例 |
|------------|------|--|--|--|--|
| 山口県信用保証協会 | 山口県 | 山口県中小企業制度融資の活用を通じ、中小企業の金融の円滑化に資することを目的に創設され、山口県商工労働部と連携して実施 | | | 平成30年度は、顕著な成績を収めた11本・支店を表彰 |
| 神奈川県信用保証協会 | 神奈川県 | 中小企業の円滑な資金調達・経営支援に大きく貢献した金融機関に感謝の意を表し、感謝状を贈呈 | 以下の2部門の各項目について、中小企業の円滑な資金調達・経営支援に大きく貢献していたか 1. 保証制度部門（創業保証、小口零細企業保証、リターンアシスト長期保証、条件変更改善型借換保証 2. 経営支援部門（外部専門家派遣、経営サポート会議） | | |
| 横浜市信用保証協会 | 横浜市 | ライフステージに応じた保証制度を活用し中小企業・小規模事業者の資金調達を支援した金融機関の店舗に対し感謝状を贈呈 | 対象となる保証制度の承諾件数 | 支援する企業のライフステージごとに4つの部門を設置し、部門ごとに対象となる保証制度の詳細を設定。 創業期：創業保証部門 成長期：小規模企業者向け保証部門 成熟期：成長・発展支援保証部門 再生期：経営支援保証部門 金融機関を保証債務残高で4つにグループ分けし、グループ別に順位付け。表彰は支店単位 | |
| 大阪保証信用協会 | 大阪府 | 府内中小企業金融の円滑化、ならびに中小企業者への経営改善支援や創業支援等に資することを目的とし、当協会との連携のもと、多様な資金供給を通じて中小企業の振興発展に貢献した金融機関に感謝の意を表す | | | 平成29年度感謝店舗には、母店表彰2金融機関、営業店表彰10金融機関38営業店を選定 |

[ケーススタディから学ぶ成功要因、失敗要因]

ケーススタディの一覧と成功要因・失敗要因

効率的に全国展開を行うためには、まずパイロット対象の地方公共団体に集中的に制度導入支援を行い、その後の展開を主導してもらう方法が望ましい

初期的見立て

| | パイロット | 全国展開準備 | 全国展開：第一弾 | 全国展開：第二弾 | 全国展開：第三弾 |
|--------|---|---|--|---|--|
| 展開対象 | 1～2 地方公共団体 | 全国 | 既にSDGsへの取組が進んでいる地域金融機関およびその地方公共団体 | 既にSDGsへの取組をはじめた地域金融機関およびその地方公共団体 | SDGsにまだ馴染みのない地方公共団体 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> パイロット先で金融表彰制度の表彰単位のフィードバック、精緻化 | <ul style="list-style-type: none"> 全国の事業者・金融機関・地方公共団体に対し、SDGsのコンセプトおよび必要性を説明 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の応募受付・ノミネーション受付開始（この時点で地方創生SDGs融資を行っている金融機関の数による） | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の応募受付・ノミネーション受付 30程の応募が集まったところで審査・表彰 運用定着化 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の応募受付・ノミネーション受付 制度の運用定着化と、応募金融機関の増加支援 |
| 展開イメージ | <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>展開開始前</p> </div> | <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>展開開始前</p> </div> | <p>一部地方公共団体、金融機関にて応募、ノミネートを受付</p>  | <p>対象地域を広げ応募、ノミネートを受付し、運用の定着化にも従事</p>  | <p>全地域で応募、ノミネートを受付し、応募金融機関の増加に注力</p>  |
| | 制度未導入 制度導入段階 運用定着段階 | | | | |

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
- 5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価**
6. ニーズ調査アプローチ・結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

地方創生SDGs取組達成度評価の目的は、地方創生SDGs取組達成度の評価指標を設定し、取組の見える化を通じた資金の好循環を実現することである

背景

- 地方創生SDGs金融を実施する上で、各取組が**地方創生及びSDGsを達成する上で同じ目標をもって設計される必要がある**
- その目標を達成することで**地方創生及びSDGsに貢献した成果を定量的に評価する必要がある**
- これまで、地方創生の達成に向けた施策とSDGsを組み合わせた目標設定は存在せず、**本研究において全ての関係者・関係機関が自分事として理解し、共通認識を持てるような目標の設定が必要**

目的

地方創生SDGs取組達成度共通指標の設定

- 全ての関係者・関係機関が**地方創生SDGsの実現への目標**として何を目指すかの共通認識が持てるよう、**評価項目の設定**の必要がある
- また、評価項目を設定していく上で既存のSDGsの目標を**地方創生のコンテキストに合わせて分かりやすく意識する必要がある**
- 地方創生SDGs金融の実現に向けた各取組の整合性を維持するために**地方創生SDGs取組達成度評価項目を盛り込んでいく必要がある**

関係者・関係組織の認識合わせ

- 地方創生SDGs取組達成度評価項目及び各取組の設計については、それを活用する**全てのステークホルダー間での共通認識となるよう設定が必要**
- 特に、投資・融資を通して資金の好循環を想定している以上は**地域金融機関、大手金融機関の視点から取組達成度を定量化できることが重要**

地方創生SDGs取組達成度評価においては、評価主体、評価対象、評価プロセスと評価項目について定義する

初期仮説

検討事項

概要案

ア

評価主体
「誰が評価するのか」

- **格付け機関、コンサルティング企業、金融機関、財団法人、非営利団体等**を主な評価主体候補として今後検討する
- 選定基準としては、**地方創生・SDGsに関して深く理解し、格付け、事業・金融機関評価等を行った経験**を持つなどが挙げられる

イ

評価対象
「誰を評価するのか」

- 事業者：検討領域1登録・認証制度で**認証を取得した企業**に対して第三者評価機関による地方創生SDGs取組達成度評価を受ける権利を付与する
- 金融機関：検討領域2 **金融表彰制度の受賞金融機関**を対象に、第三者評価機関の審査を受けられる権利を与える

ウ

評価プロセス
「評価までに必要となるステップは何か」

- まち・ひと・しごと創生基本方針2019で示された4つの基本方針、21項目の政策パッケージとSDGs17ゴール、169のターゲット指標との整合性を確認し、**日本の地方創生の文脈にあった表現へSDGsの169のターゲット指標を読み替え**、地方創生に資する施策の評価に活用できる指標を活用し、評価を行う
- 評価結果の公表については、**被評価者側で公開、非公開を選択できる**形とする

エ

評価項目
「何を以て評価するのか」

- 地域事業者、地域金融機関等の**地方創生SDGsへの取組をより馴染みやすくするために、表現を平易化した169項目のSDGsターゲット指標を活用する**(表現の粒度については検討中)
- 評価に必要な情報収集方法は監査方式ではなく、**事業者及び金融機関が作成した報告書**を元に評価を行うことを初期案として想定している

ア 評価主体は国、第三者機関および両方の3オプションから選ぶ想定

初期仮説

評価主体候補

評価主体例

メリット

デメリット

国

- 内閣府
- 金融庁
- 外務省

- 企業側の安心感
- 制度の安定性
- 広範な広報効果が期待できる
- SDGsを所管する各省庁の政策方針、意向を取り込んだ制度設計が可能

- 行政機関の労務コスト増加
- 民間事業者の経営健全度に関する評価経験の不足
- 国が民間事業者に対して評価を行うことの中立性の担保が困難、
- 国が評価を行うリスク

第三者機関

- 格付け機関
- シンクタンク
- 金融機関
- 財団法人
- 監査法人
- その他

- 豊富な評価実績
- 専門人材(アナリスト)による財務、業界分析等に基づく中立性の高い評価が可能
- 評価の事業化による持続性の担保
- 事業化による細かなサービスの提供、制度変更、設計が可能

- 外資系格付け会社の場合、日本の中小企業評価の経験実績が限定的
- 国内外の格付け機関等が運用している指標との整合性、差別化
- 評価指標の開発、継続的な改訂作業の発生

両方

上記の組み合わせ

- 民間企業が持つ専門性を行政に取り込むことで、官民双方で業務範囲、役割を分担することで双方のコスト削減が可能
- 政府が主導するスキームとしての高いPR効果が期待できる
- 日本独自の官民連携SDGs地方創生SDGs取組達成度評価スキームの実現による日本のSDGsの取組として対外発信が可能

- 民間側の第三者機関の中立性の確保が困難
- 政府機関による非財務情報(地方創生SDGs評価)の評価実施のハードルの高さ
- 官民双方の評価の統合(中立性の担保)が困難
- 官民連携スキームの構築に時間を要する

ア 評価主体選定の際は、地方創生SDGsへの理解や評価の実績、中立性など複数にわたる要件の定義が必要

| 評価主体候補 | 評価主体の要件 | | | | |
|----------------------|-----------------------|--------------------|--------|-----------|--------|
| | 1. SDGs、地方創生の理解度 | 2. 事業・金融機関の評価実績の有無 | 3. 中立性 | 4. 組織の安定度 | 5. 影響力 |
| 格付け機関 | 上記要件をベースに適切な評価主体を選定する | | | | |
| コンサルティング企業 | | | | | |
| 金融機関 | | | | | |
| その他 (財団法人、非営利団体等) | | | | | |

1 地方創生SDGs取組達成度評価対象

事業者の評価対象

| | | | | |
|-------------------|---|-----------|--------|------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> サービス事業者が提供するサービス品質の見える化を目的とする、経産省主導の認証制度 認証には紅~紫の4段階があり、それぞれ基準の厳しさが異なる | | | |
| 評価基準 | <ul style="list-style-type: none"> サービス業務マネジメント項目 (全30項目) インバウンド対応項目(10項目) | | | |
| 認証段階 | 紅認証 | 金認証 | 紺認証 | 紫認証 |
| 取得メリット | PR効果 | | | |
| | 日本政策金融公庫による低利融資 | | | |
| 認証要件 ¹ | サービス | 15項目以上 | 15項目以上 | 21項目以上 +人材要件 |
| | インバウンド | なし | 5項目以上 | 5項目以上 |
| 評価方法 | 自己適合宣言 | 認証機関による審査 | | 認証機関および認定機関による審査 |

基準の異なる4段階の認証制度を設定することで、取組み始めから優良事例としての承認まで、幅広い段階の事業者の取組支援が可能

¹ 金以上の認証については、トラベラー・フレンドリー認証を取得するための条件を記載

- 最高級の認証のステータスを取得した事業者は**第三者評価機関からの審査**を受けられる権利を得る
- 評価結果の公表については、**被評価側で公表、非公表の選択が可能**
- 公表を選択した企業については、**HP等のプラットフォームでSDGs地方創生SDGs取組達成度評価結果を公表**

金融機関の評価対象



- 地方創生SDGs大賞
 - XXX銀行



- 金融サポート大賞
 - XXX銀行



- 金融特別賞
 - XXX銀行



- 地域活性化特別賞
 - XXX銀行

- 金融表彰制度において表彰された金融機関は**第三者評価機関からの審査**を受けられる権利を得る
- 評価結果の公表については、**被評価側で公表、非公表の選択が可能**
- 公表を選択した金融機関については、**HP等のプラットフォームでSDGs地方創生SDGs取組達成度評価結果を公表**

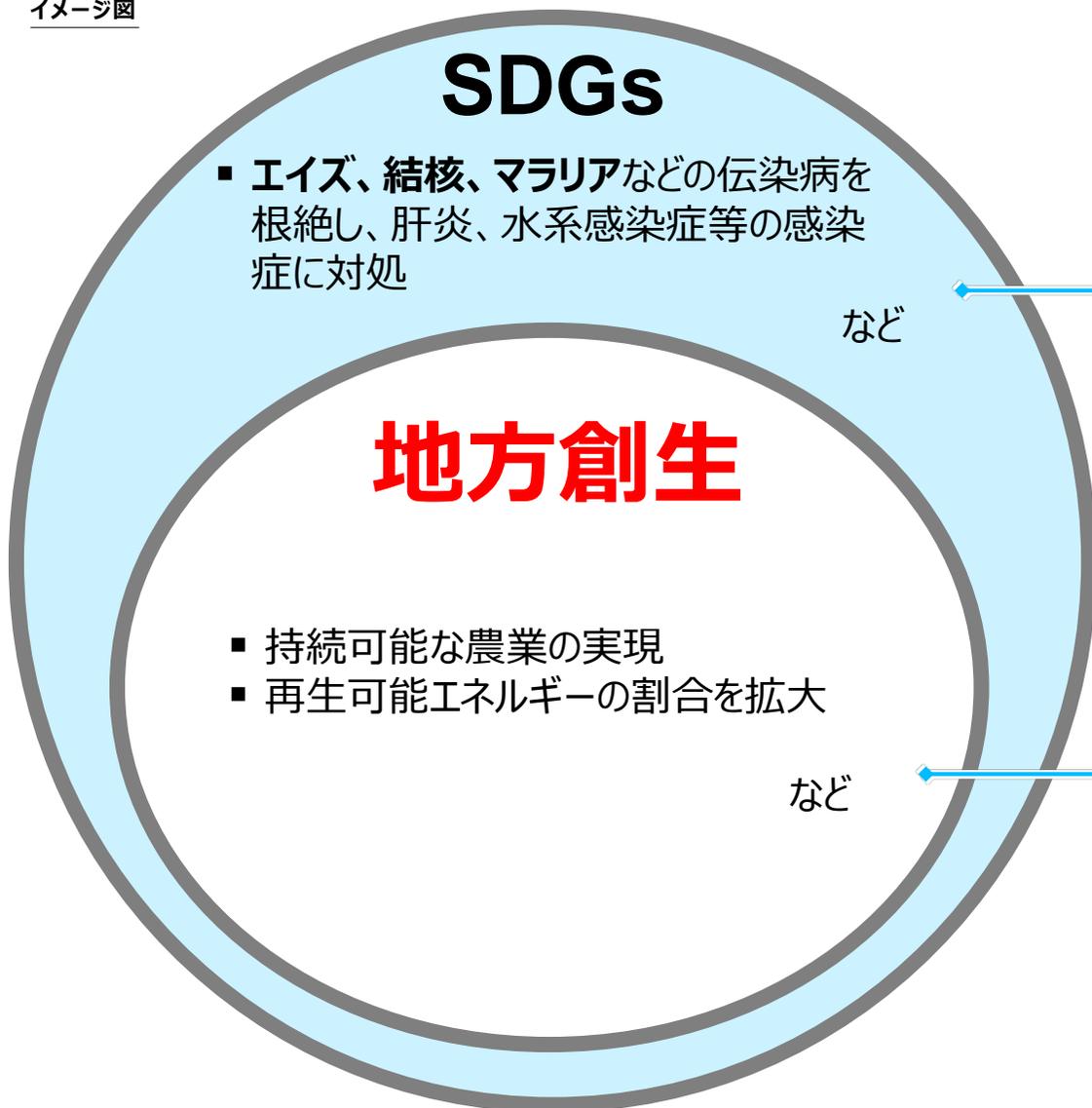
ウ 地方創生SDGs取組達成度評価プロセス

| | 登録認証事業者 リスト更新 | 登録認証事業者 リスト入手 | 地方創生SDGs取組 達成度評価実施 | 地方創生SDGs取組 達成度評価公開 |
|------------------|---|---|---|---|
| タイミング (毎年実施) | 4月 | 5月 | 6~8月 | 9月~ |
| 地域事業 プロセス向け | <ul style="list-style-type: none"> ■ 昨年度認証事業が確定し、内閣府HPでの認証事業者リストが更新される | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者評価機関が認証事業者リスト（認証段階に応じて選定するかは要検討）を入手する ■ 評価対象候補事業者を把握 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者からの提出書類を元に事業者の地方創生SDGs取組達成度評価を実施する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者へ地方創生SDGs取組達成度評価結果を伝達 ■ 評価された事業者の要望に応じて評価結果を公表 |
| 地域金融機関 プロセス向け | <ul style="list-style-type: none"> ■ 昨年度表彰された地域金融機関が確定し、内閣府HPでの金融表彰者リストが更新される | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者評価機関が金融表彰者リストを入手する ■ 評価対象候補事業者を把握 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域金融機関からの提出書類を元に事業者の地方創生SDGs取組達成度評価を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域金融機関へ地方創生SDGs取組達成度評価結果を伝達 ■ 評価された地域金融機関からの要望に応じて評価結果を公表 |

地方創生SDGs取組達成度評価項目は、SDGsをすべて対象とし、中でも地方創生・SDGs両者に共通するものが親和性が高い目標と位置付ける

再掲

イメージ図



地方創生SDGs取組達成度評価項目：

- 地方創生SDGs金融における地方創生SDGs取組達成度評価項目
- 地方創生はSDGsに含意されると想定
- 誰にでも分かりやすいものとするべく、日本のコンテキストに合わせて意識する必要あり

親和性が高い評価項目：

- 地方創生及びSDGs両方において親和性が高いものとし、事業の取組を積極化させるべく好事例を積極的に提示する

地方創生SDGs取組達成度評価(1/17)

SDGsのターゲット



- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる
- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する
- 1.4 2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する
- 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化等を通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 生活保護等を受ける家計の削減など、地域域内の絶対的・相対的な貧困を削減するための取組を推進する 3(イ)
- 生活保護等を受ける子育て家計の削減など、地域域内の絶対的・相対的な貧困を削減し、子供の貧困状態の改善に向けた取組を推進する 2(ウ)、3(ア)(イ)(ウ)
- 生活保護の拡充など、地域域内の絶対的・相対的な貧困に直面する人々への十分な保護を達成する 3(イ)
- 貧困層を含む地域内の全ての人々が基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、新技術、金融サービス、経済的資源について平等な権利を持つことができるように支援を行う 4(ア)(イ)、3(イ)
- 地域レベルでの気候変動や災害等への強靱性の構築、経済、社会、環境分野の脅威に対応するための体制を構築し、地域に住む全ての人々の災害等に対する脆弱性を軽減する 4(エ)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じ、政府レベルでの後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対する開発協力の強化等に貢献し、途上国におけるあらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策の実施に貢献する 1(ア)、(エ)、(オ)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じ、政府レベルでの国、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みの構築に寄与し、貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援する 1(ア)、(エ)、2(イ)、(オ)

総合戦略

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(2/17)

SDGsのターゲット



- 2 飢餓をゼロに
- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする
- 2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成する等、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う
- 2.3 2030年までに土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保等を通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民および漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性および所得を倍増させる
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水およびその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する
- 2.5 2020年までに、国、地域および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンク等も通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物およびこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源およびこれに関連する伝統的な知識へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する
- 2.a 開発途上国、特に後開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化等を通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発および植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る
- 2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金および同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃等を通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正および防止する
- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄等の市場情報への適時のアクセスを容易にする

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価

総合戦略

- 食育の推進等を通じた地域の高齢者、妊婦、未就学児童、幼児等の栄養改善、地域内での食料自給率向上に繋がる取組、事業の推進等を通じて地域の食料供給の安定性を高める 1(ア)、(ウ)、3(ウ)
- **5歳未満の子供発育阻害や消耗疾患の削減、若年女性、妊婦・授乳婦、高齢者が健康的な生活習慣（運動、栄養バランスの取れた食事を取るなど）を維持できるようにする。また、栄養指導などの支援へのアクセスを簡単にする** 3(ア)(ウ)
- 効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保、青年層の新規就農者確保に向け、農業の大規模化、集落農業の導入、女性農業者の就労支援、競争力強化、6次産業化を通じた地域の雇用確保など、地域における農業従事者の確保を通じて、農業生産性の向上を目指す 1(ア)、(ウ)、(エ)、2(ウ)
- **地域の農業従事者の災害に強い農業の実現に向けた取組の推進、気候変動等の自然環境の変化に対応するための品種改良の促進、地域の農業従事者の土壌改良、保全等の取組推進、支援、地域の農業従事者の生産拡大のための取り組み支援、地域の食料生産、自給率の向上、地域の食料生産システムへの貢献等を通じて、持続可能な食料生産システムの確保と災害に強い農業を行う** 1(ウ)、2(ウ)、4(エ)、(キ)
- 各地域の特性を生かした農林水産業を促進し、農林水産業の成長を通じて地方創生を実現するために、地域の農林水産業の発展を目指し、地理的表示（GI）の活用促進・相互保護、植物品種の流出防止、冒認商標、デザインの模倣対策、知財総合支援窓口の充実等を通じ、地域における農林水産分野における知的財産の保護・活用に向けた取組を進める 1(ア)、(ウ)
- 地方自治体における産学官連携等による新たな品種開発の促進、知的財産権を活用した農業振興など、戦略的知財活用等を通じた「攻めの農業」を実現し、地域レベルでの農業生産能力向上を実現する 1(ア)、(ウ)
- 地理的表示（GI）の活用促進・相互保護、植物品種の流出防止、冒認商標等を活用し、日本国内の高付加価値な農産品の知財を保護し、日本の高付加価値農産品の潜在的な海外市場の開拓を実現する 1(ア)、(ウ)
- 食料備蓄等の市場情報の発信等を通じ、国際的な食糧価格の変動を防止するための施策に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施する 1(ウ)

地方創生SDGs取組達成度評価(3/17)

SDGsのターゲット



- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マalariaおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育および性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品・ワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ(UHC)を達成する
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性および非感染性疾患のワクチンおよび医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)および公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護および、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政および保健人材の採用、能力開発・訓練および定着を大幅に拡大させる
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和および危険因子管理のための能力を強化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 妊産婦の妊娠・出産に関する不安を解消するためのサポート/サービスの充実 3 (ア)、(ウ)
- 子育て世帯の不安を解消するためのサポート/サービスの充実（保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組の充実） 3(ウ)
- 予防接種法に定められた基本的なワクチン接種実施の徹底、多くの人が集まることで起りやすい感染症対策の検討(国際的なイベントにおける感染症対策の検討等) 3(ウ)
- 4つの行動リスク要因（煙草・不健康な食生活・運動不足・過度の飲酒）を避け、生活習慣病の予防・改善を進める 4(カ)
- 薬物乱用リスクに関する認識向上、未成年の飲酒・喫煙等の防止、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上 4(カ)
- 地域での交通安全指導の実施等による交通事故の削減 4(ア)
- 地域住民の保健サービス等へのアクセスを改善するための計画を策定し、地域の健康と福祉の改善を実現する 4(カ)
- **地域における質の高い医療健康サービスの拡充、地域における医療健康サービスへのアクセス改善、医薬品に関する研究促進、医療を受ける権利の公平化/格差是正を進め、地域に住む全ての人々に対する質の高いユニバーサルヘルスカバレッジを実現する** 4(カ)
- 産業型・都市生活型公害対策、化学物質の管理、循環型社会への対応、地球温暖化防止への取り組みを強化し、安全な住環境を維持・継続する 4(キ)
- 喫煙の健康リスクに関する情報発信、たばこ箱の宣伝禁止等通じた未成年喫煙の削減等を進め、社会全体で喫煙リスクに関する理解度を向上させる 4(カ)
- 都市域の緑地や自然など、公衆衛生の要素であるヒトの精神的健康、身体的健康、社会的結束を強化するための地域レベルでの取り組みを強化し、地域社会、国など社会一般の人々の健康を保持、増進させる 4(ア)(イ)(オ)(カ)
- 途上国からの研修生の受け入れ等を積極的に行い、途上国の保健財政、保健人材の能力開発に貢献する 4(ウ)
- **地域の医療機関を中心とした感染症の早期発見、対策に関する取り組みの強化、政府、医療機関、民間での治療薬、治療方法の研究開発促進、インフルエンザ、はしか等の感染力の高い病気の発生を防ぐための地域レベルでの取り組みを強化する** 4(カ)

地方創生SDGs取組達成度評価(4/17)

SDGsのターゲット



- 4.1 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする
- 4.2 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキル等、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子供等、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする
- 4.6 2030年までに、すべての若者および大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力および基本的計算能力を身に付けられるようにする
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和および非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにする
- 4.a 子供、障害およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラム等、先進国およびその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力等を通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる

地方創生SDGs取組達成度評価

- 効果的な学習成果の実現を目指し、義務教育の質を向上させ、全ての子供たちの基礎学力を育成するための取組を推進する(遠隔教育の推進、IT・プログラミング教育の拡充等)
- 保育所・幼稚園等の組織マネジメント力の強化、保育者の資質・指導力の向上、保護者の子育て力の向上など、どこにいても質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進める
- 家庭の経済状況から生じる教育格差を是正するための奨学金制度の拡充、IT機器等の活用等を通じた教育の機会均等を実現するための取組の実施
- **地域における創業支援(新規及び第二世代)、地域における職業教育、訓練等の充実、地域での就業に向けたきっかけ/機会の提供、リカレント教育、インターンの機会拡大等を通じて、技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる**
- 家庭の経済状況から生じる教育格差の是正を進めるとともに、地域の民間教育事業者との連携等を通じた教育へのアクセス拡大を促進する
- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持に向け、学校指導体制・指導環境整備等、国語・数学(算数)・英語を核とした学校組織全体の取組による児童の学力向上を目指す
- 初等中等教育における持続可能な開発のための教育(ESD)を促進し、「持続可能な社会の創り手」の育成を進める
- 初等・中等教育からESDを進めることで環境問題、貧困、貿易など国際的に重要な問題に関する知識を持つ国際人材としての基礎能力の構築を進める
- **地域内の教育施設の質・量の拡充、就学環境の整備(学習指導員の増員、民間企業との連携によるPBL型の学びの提供など)、ITを活用した学習効果を高めるための取組の実施を通じた包摂的、効果的な学習環境の提供**
- 途上国の課題解決のモデルとなるべく、日本国内の教育機関でのICT導入、職業訓練学校のカリキュラムの充実、イノベーションの担い手となる技術・工学・科学系の高度人材の育成を進める
- 外務省、JICA等と連携した途上国からの教員、研修員の受入れ等を行い、地方公共団体レベルで途上国の教育を含む社会開発の解決に貢献する

総合戦略

- 2(ウ)、3(イ)
- 3(ウ)
- 2(ウ)、3(イ)
- 1(ア)(エ)、2(ウ)、3(イ)
- 2(ウ)
- 2(ウ)
- 2(ウ)
- 2(ウ)
- 1(ア)
- 1(ア)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(5/17)

SDGsのターゲット



- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取等、すべての女性および女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除等、あらゆる有害な慣行を撤廃する
- 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画および北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップおよび土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性および女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 地域に住む全ての人々の機会均等を実現するためにジェンダー平等に関する啓もう活動等の取組を促進する
- 相談窓口の拡充、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓蒙等を促進し、女性に対する暴力を削減する
- ジェンダー平等の理念に反するあらゆる慣行の撤廃に向け、国内でのジェンダー平等に関する啓もう活動等の取組を促進する
- **女性が活躍しやすい職場環境の整備、性別に関係なく働きがいのある環境の整備、共働き世帯、介護従事者にも優しい職場環境の実現、在宅勤務等を含めた柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを強化する**
- **女性が発言しやすい職場環境の整備、女性管理職の推進、公正な業務評価の実施等を通じて様々な分野におけるあらゆるレベルの意思決定において、全ての人々の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する**
- **いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利、思春期や更年期における健康上の問題への対応等を進め、女性の健康の自己決定権を保障する**
- **地域社会における女性の更なる活躍を促進するための取組の推進、それぞれの意見を尊重した平等な権利の実現に向けた活動の実施等を通じて全ての人々に経済的、文化的、社会的な公平な権利を保障するための取組を強化する**
- **女性起業家育成、事業支援、先端技術を活用した女性の就業支援、子育て後の女性の再就職支援等を通じて女性の能力強化を促進する**
- **教育現場におけるジェンダー平等に関する教育実施、ジェンダーフリーな社会、職場環境の実現を通じてジェンダー平等の促進等に関する適正な政策および関連条例の導入等を通じて女性の能力強化のための施策を強化する**

総合戦略

- 1(ア)(イ)
- 3(ウ)
- 1(ア)(イ) 3(ウ)
- 1(ア)(イ)、3(イ)
- 1(ア)(イ)
- 3(ア)(ウ)
- 1(ア)(イ)
- 1(ア)(イ)、3(ア)(ウ)
- 1(ア)(イ)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(6/17)

SDGsのターゲット



- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 「安全でおいしい水」を確保するために、水源となる河川・湖沼等の水質を改善するための取組を促進し、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する 4(カ)
- 下水道の普及率100%¹を目指し、特に人口の密度が低い地域への下水道の普及を進める 4(イ)
- 建設費、維持費などコスト比較(利用者負担)の観点も踏まえ、人口が集約されていない場所は下水道による一括処理では無く、合併槽などによる個別処理を行うなど、最適な方法で導入を進める
- 適切な産業廃棄物処理の徹底等を進めるとともに、「水ビジネス」、「省エネ・V P P」、「長寿命化」、「シェアリング」、「持続可能な農林水産業」等の「経済・社会のグリーン化」や「グリーン成長」を担う環境ビジネスを促進し、水質改善を実現する 4(イ)(カ)
- 降雨量の減少や大規模な国際イベントの開催時の湯水回避に向け、ダムの水の温存、新規ダム建設、人口降雨装置の開発、節水の広報、農業用水の計画的な利用等を進める 1(ウ)、4(イ)
- 効果的な水資源開発・管理に向け、日本固有の四季を通じた河川の流量の季節変動²を考慮し、ダム、流況調整河川、湖沼開発施設等による水量調整・確保を行う 1(ウ)
- 生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核とした生態系ネットワークを実現する 1(イ)、4(キ)
- 外務省、JICA等と連携した途上国からの研修員の受入れ等を行い、途上国の水・衛生分野での取り組み促進、及び取り組みで中核を成す日本と外国人材の育成等へ貢献する 1(エ)、4(キ)
- 地域の共有材である水と衛生に関する資源の効果的な管理を実現するために地方公共団体に住む全ての人々の理解促進と管理への参加や関心を促す 4(エ)

イメージ

1. 現在の普及率78.8%(2018年3月末時点)

2. 4月から5月頃の雪解け期、6月から7月頃の梅雨期、9月から10月頃の台風期のような水量が多い時期と水量が少ない時期を繰り返す

地方創生SDGs取組達成度評価(6/17)

SDGsのターゲット



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる

7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる

7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術等のクリーンエネルギーの研究および技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する

7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う

地方創生SDGs取組達成度評価

● 地域内での安定したエネルギー供給を実現し、地域における全ての人々のエネルギーへのアクセス向上、地域事業者によるエネルギーアクセス改善に関する取り組みや製品開発、新規事業の創出を通じて全ての人々のエネルギーへのアクセスを実現し、エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

● 地域事業者による再生可能エネルギー関連事業、製品開発、新規事業創出等を促進し、地域における再生可能エネルギーの普及促進、再生可能エネルギー導入促進等を通じて再生可能エネルギーの割合を拡大させる

● 域内でのエネルギー効率を改善し、エネルギーコスト支払いによる地域企業、住民から域外への資金流出の防止や域内での再生可能エネルギー事業の実施による新規雇用創出を通じた域内所得、消費の増加を目指し、エネルギー効率の改善率を向上させる

● 地域におけるクリーンエネルギー関連産業の育成促進、事業者のクリーンエネルギーに関する事業への取組促進、クリーンエネルギー事業に取り組む事業者への投資促進、地域事業者のクリーンエネルギー関連新規事業創出、製品開発の促進を通じた地域事業者への投資活性化の実現等を通じてエネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する

● JICA、外務省等と連携し、地域事業者の途上国における持続可能なエネルギー開発事業へ関与する機会の増加、途上国向けの製品輸出の増加など、途上国のエネルギー分野の課題解決への貢献を通じて地域事業者の事業機会の拡大を目指す

総合戦略

1(ア)、4(イ)

1(ア)、4(イ)(キ)

1(ア)(イ)、4(イ)

1(ア)、4(イ)(キ)

1(ア)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(7/17)

SDGsのターゲット



- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くこと等により、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善等を通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する
- 8.6 2020年までに、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険および金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略および国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 県内総生産を構成する4要素²の域内動向を理解し、県内総生産の成長に繋がる施策の実施し(例:人口減の中で県内総生産への貢献度の高い業種の特定、成長策の検討など)成長率を持続させる
- **域内での産業振興や域内での産学官連携によるイノベーションの創出、高付加価値産業の育成、事業の転換支援等を促進し、県内総生産の向上を実現する**
- **域内での雇用創出、起業支援、地方公共団体と地域金融機関との連携による地域事業者のファイナンスへのアクセス改善、中小零細企業の成長に資するファイナンス手法の検討、非ファイナンス(事業コンサルティング等)支援の拡充等を通じた中小零細企業の成長を促進する**
- 「環境と経済成長の両立」を図るための施策の検討とともに、「環境によって経済成長を達成する」という発想の下で、域内事業者による環境関連事業の実施等を通じた経済成長と環境保全の両立を目指す
- **ディーセントワーク¹の実現、平等な就業機会の実現、正規採用の拡大、若者、障がい者の雇用促進等を通じ、地域に住むすべての人々が働きがいのある労働に従事することを目指す**
- **地域事業者でのインターン等の機会の拡大、就業訓練等の支援拡充、若者の労働市場へのアクセスを改善し、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者割合を減少させる**
- 子どもの権利、世界の児童労働問題等に関する情報発信等を通じた啓蒙を進めるとともに、NPO等との連携による具体的なアクションの検討等を行い、世界の児童労働の撲滅に貢献する
- **外国人も含めた平等な雇用機会の実現、安心、安全な労働環境の実現、外国人労働者が働きやすい環境の実現(通訳、文化理解等)等に向けた施策の検討及び地域レベルでの受け入れ態勢の構築を進め、全ての労働者の権利保護、安全・安心な労働環境を促進する**
- **地域の観光資源開発を通じたインバウンド等の実現、地方の文化振興等を通じた雇用創出を実現する**
- Fintech等の新たな技術の導入等を通じた地方公共団体に住む人々の金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- 後発開発途上国の貿易問題、貿易関連技術支援に関する日本と世界の取組に関する情報発信等を通じた啓蒙活動を実施し、貿易のための援助拡大に貢献する
- 各国政府、国際会議、ILO等での若年雇用及び労働に関する協議の動向に関する情報発信等を通じた若年労働、ディーセントワークに関する啓蒙活動を実施し、国際貢献に寄与する

総合戦略

- 1(ア)(イ)
- 1(ア)(イ)
- 1(ア)(イ)
- 1(ア)(イ)、4(キ)
- 1(ア)(イ)、3(イ)
- 1(イ)、3(イ)
- 3(イ)
- 1(ア)(イ)
- 1(イ)
- 1(ア)
- 1(イ)
- 3(イ)

イメージ

1. ①労働生産性、②就業率、③労働力率、④生産・高齢人口割合
2. 働きがいのある人間らしい仕事

地方創生SDGs取組達成度評価(8/17)

SDGsのターゲット



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用およびGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付等の金融サービスやバリューチェーンおよび市場へのアクセスを拡大する
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させる等、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造等に資する政策環境の確保等を通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるように図る

地方創生SDGs取組達成度評価

総合戦略

- 市町村における土木部門の職員数の減少が進む中で、予防保全の考え方によるインフラメンテナンスの実施を基本としつつ、データ活用型インフラメンテナンスの実施等、新たな技術を活用し、地域に必要とされるインフラ建設及び維持を実現する 4(ア)
- 産業を担う人材の育成や起業支援の政策については、多様なアプローチを行うために、自治体のなかでも、これまで継承されてきた技能・知識、産業構造に即した自治体の産業育成計画や基盤整備の成果の蓄積、教育機関との協力など、既存の資源を活用しつつ、先端技術製品の導入など、労働生産性を高める取り組みを通して産業セクターのGDP成長を促進、実現する 1(ア)(イ)(ウ)(エ)、2(イ)
- 中小企業による海外への直接輸出の促進を図るとともに、中小企業が海外市場にアクセスする際のハードルを引き下げ、外需を取り込むための機会を提供できるような取り組みを促進する 1(ア)(エ)
- **グリーン購入等の環境に配慮した持続可能な生産プロセスの拡充、資源エネルギー利用効率の向上に資する技術の開発、環境に配慮した製品の購入、環境に配慮した製品の開発、関連事業創出など日本の技術開発の強みを活用し、産業の持続可能性を向上させる** 1(ア)、4(キ)
- **産学官連携によるイノベーション創出、産学官連携による科学技術振興、地域事業者と研究機関との協力を促進するための仕組み作り（マッチングプラットフォームの設定等）を通じて国内の技術能力の向上をはかる** 1(ア)(エ)
- 日本企業が有する質の高いインフラ関連技術を活用し、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発の促進に貢献する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本企業が有するイノベーション技術を活用し、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを促進する 1(ア)
- 日本の情報通信関連企業が有する技術を活用し、後発開発途上国における情報通信技術へのアクセス改善に貢献する 1(ア)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(9/17)

SDGsのターゲット



地方創生SDGs取組達成度評価

総合戦略

| | | |
|--|--|-----------|
| 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる | ● 低所得家計の所得の成長に向けた施策を検討し、地域における所得格差の是正を進める | 1(ア)、3(イ) |
| 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する | ● バリアフリーな施設、交通機関の拡大等を含む老若男女問わず子供から大人まで全員が活躍できる社会の実現に向けた施策の実施を通じてすべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する | 1(ア)、4(ア) |
| 10.3 差別的な法律、政策および慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進等を通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する | ● 世帯、男女を問わず平等に機会を得られる社会の実現に向けた施策の実施、外国人、障がい者等の積極的な雇用を通じて成果の不平等を是正する | 1(ア)、4(ア) |
| 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する | ● 平等な社会保障、福祉等のソーシャルセーフティネットの構築促進、地域の横のつながりを強化するための取組の実施を通じて平等の拡大を実現する | 1(ア)、4(ア) |
| 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する | ● 世界金融市場と金融機関に対する規制やモニタリングの改善、規制の実施動向に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施を通じて規制の実施強化に貢献する | |
| 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、透明性のある正当な制度を実現する | ● 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加、発言力の拡大に向けた取組動向及び制度構築に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施 | |
| 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施等を通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する | ● 国際的な移住、人の国際的な移動に関する国際潮流、政策等の動向に関する情報発信を行うとともに、地域における海外人材の受け入れ体制を充実化させる | 1(ア)、4(ア) |
| 10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する | ● WTO協定の開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則及び実施状況に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施し、後発開発途上国の最恵国待遇の実現に寄与する | |
| 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)および海外直接投資を含む資金の流入を促進する | ● JICA、外務省と連携し、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国など日本のODAを必要とする国々への支援へ貢献する | 1(ア) |
| 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する | ● 海外送金に関する国際的な動向、課題等に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施を通じて移住労働者の海外送金コストの削減に繋がる活動への貢献を行う | |

イヌーシ

地方創生SDGs取組達成度評価(10/17)

SDGsのターゲット



- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する
- 11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する
- 11.5 2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす
- 11.6 2030年までに、大気、水質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する
- 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市および人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015~30に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
- 11.c 財政的および技術的な支援等を通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する

地方創生SDGs取組達成度評価

総合戦略

- **安全で快適な住環境の実現、質の高い基礎インフラの実現、IT化等による公共サービスの拡大、購入、賃貸しやすい公正な価格の住居の提供等を通じて地域に住む全ての人々が安全に暮らせる環境を構築する** 4(ア)
- **高齢者、女性、子供が利用しやすい公共交通機関の拡充、高齢者に配慮した経済的、肉体的に負担の少ない輸送システムの実現、事業者による革新的な輸送システムの研究開発、導入など2030年までに持続可能な輸送システムへのアクセスを実現する** 4(ア)(カ)
- 地方公共団体ごとに持続可能な生活環境、居住環境の構築を進め、地域住民が住みやすい環境の整備・管理体制を構築する 4(ア)
- 世界文化遺産、自然遺産の保護・保全を強化する 1(ア)
- **災害に強いまちづくりの促進、災害時に高齢者や女性、子供を守るための地域レベルでの取組の促進(例：域内連携ネットワークの構築等)、事業者による防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、災害に強い環境を整備し、災害による損害を削減する** 4(ア)(イ)(キ)
- **環境、廃棄物管理(分別)に関する啓蒙活動等を通じて、各自治体で大気汚染防止や資源循環等に取り組み、環境負荷を削減する** 4(キ)
- **老若男女問わず移動やアクセスがしやすいまちづくり促進、年代問わず人と触れ合うことができる社会インフラの実現、地域社会におけるつながりの場の設定など、地域住民が集まりやすいスペースを確保する** 4(ア)(カ)
- **市街地と郊外との連結を実現する交通網、移動手段等の確保、郊外居住者への公平な社会サービスの提供実現、IT技術等による情報格差の是正、事業者による郊外居住者へのサービス提供等を通じ、市街地と郊外との一体感を強化する** 2(ア)(オ)、4(ア)(イ)
- **災害リスク管理体制の構築、市街地、郊外問わず、居住地における災害対策、災害時に備えた取り組みの強化、地域での防災計画の策定、防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、地域レベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う** 4(ア)(イ)(キ)
- JICA、外務省等を通じて、地域事業者の技術・製品等を活用し、後発開発途上国における持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する 1(ア)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(11/17)

SDGsのターゲット



- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する
- 12.3 2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
- 12.6 特に大企業や多国籍企業等の企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止等を通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 持続可能な消費と生産に関する国連計画の動向等に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施及び対策を検討する 1(ア)
- 地域レベルでの天然資源の持続可能な管理および効率的な利用方法を検討し、2030年までに運用を開始する 1(ウ)
- **事業者による食品ロス削減に製品・サービス開発、生産・サプライチェーン全体での責任ある生産・消費に関する取り組み強化等を通じて食料廃棄を削減する** 1(ウ)
- 環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理方法に関する国際的な枠組みの協議、決定事項に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施し、地域事業者による化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する 4(キ)
- 国際的な政策議論の潮流、取組等を参考に、各地方公共団体で2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する 4(ア)(カ)
- **地域事業者の取引先大企業や多国籍企業等の企業の持続可能な取り組みの導入や情報公開動向を注視し、自社に求められる対応を確認し、必要な対応をとる** 1(ア)、4(ク)
- 情報公開の強化や情報発信を通じた啓蒙活動を実施し、持続可能な公共調達の慣行を促進する 1(ア)
- **環境等を配慮した生活、生産活動の促進、2拠点生活の実現など地域を超えた人の頻繁な移動による新たな事業機会の創出等を通じて持続可能なライフスタイルを促進する** 3(工)
- JICA、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れ等を通じ、途上国より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する 1(ア)
- **持続可能な観光業の促進及びインバウンドツーリズム等による地域経済への正のインパクトを評価するための指標、評価手法を検討する** 1(イ)
- JICA、外務省等と連携し、途上国の市場の歪みの是正や化石燃料に対する非効率な補助金等の撤廃などの政府レベルでの取り組みを支援する 1(ア)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(12/17)

SDGsのターゲット



13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)および適応の能力を強化する

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む

13.3気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる

13.b 後発開発途上国および小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方および社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

地方創生SDGs取組達成度評価

● 地域内での防災、自然災害へのコミュニティとしての連携、対応の強化、地域で気候変動や自然災害に対応するための施策の検討（事業者による新たな製品開発等）等を通じ、各地方公共団体レベルで気候関連災害や自然災害に対する強靭性および適応の能力強化に貢献する

● 地方公共団体ごとに地域における気候変動対策に関する計画等の策定を検討する

● 地域レベルでの気候変動に対する教育の拡充、災害の早期警戒を実現するための技術の開発、災害に対するコミュニティレベルでの対応体制の構築等を通じて、気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を向上させる

● JICA、外務省等と連携し、気候変動の緩和に関する政府レベルでの取り組みの支援に貢献する

● JICA、外務省等と連携し、途上国からの研修員受け入れ等を通じて後発開発途上国および小島嶼開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力の向上支援に貢献する

総合戦略

4(工)(キ)

4(キ)

4(工)(キ)

4(キ)

4(キ)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(13/17)

SDGsのターゲット



- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染等、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する
- 14.2 2020年までに、海洋および沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化等による持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋および沿岸の生態系の回復のための取組を行う
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進等を通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業および破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する
- 14.5 2020年までに、国内法および国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域および海域の10パーセントを保全する
- 14.6 開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別に異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理等を通じ、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、および海洋技術の移転を行う
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供する
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用を強化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 地方公共団体ごとに海洋ごみや海水の富栄養化、陸上活動による海洋汚染に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施及び行動を検討し、海洋汚染を防止、削減に貢献する 2(工)
- **地域海洋資源の持続的な利用に向けた取り組みの促進、地域の海洋沿岸の生態系の維持・管理に関する取り組み支援、海洋資源の保護と漁獲量拡大を両立させる取組の検討を通じて健全で生産的な海洋を実現するための生態系の回復のための取組に貢献する** 1(ウ)
- 地方公共団体ごとに海洋酸性化の影響に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施及び防止に関する行動を検討し、海洋酸性化の影響を最小限化するための取組に貢献する 1(ア)
- **持続可能な漁業の実現に向けた適切な漁獲計画の作成、水産資源の維持、回復に関する取り組みの促進、漁業慣行の見直しを通じたより効率的な漁獲方法導入等を通じた水産資源の保全・回復へ貢献する** 1(ウ)
- 地方公共団体ごとに政府が策定する沿岸域及び海域保全に関する計画の実施を支援するための行動を検討する 1(ウ)
- WTOにおける漁業補助金交渉の動向等に関する情報発信を通じた啓蒙活動を行い、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金の撤廃に向けた活動を支援する 1(ウ)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を行い、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用、漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理等を通じた経済的便益の増大に貢献する 1(イ)(ウ)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を行い、海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上に貢献する 1(ウ)、2(オ)
- **地域の漁業従事者のビジネス拡大、漁業従事者の市場アクセス改善等を通じ、小規模・沿岸零細漁業者の市場アクセスを改善する** 1(ア)(ウ)
- **地域の漁業慣行に合致した形で持続可能な漁業の実現に関連する取り組みを促進し、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法の実施に寄与する** 1(ウ)

総合戦略

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(14/17)

SDGsのターゲット



- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林および再植林を大幅に増加させる
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつおよび洪水の影響を受けた土地等の劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟および違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、更に優先種の駆除または根絶を行う
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセスおよび貧困削減のための戦略および会計に組み込む
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員および大幅な増額を行う
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟および違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する

地方創生SDGs取組達成度評価

- **森林、湿地、山地などの環境、生態保護に関する取り組み促進、生態系保護に資する技術開発の促進等を通じ、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する** 1(ウ)
- **植林等の森林保護に関する取り組み促進、森林減少に資する技術、製品等の開発、地域レベルでの持続可能な森林管理手法の検討等を通じ、森林減少を阻止し、劣化した森林の回復、新規植林および再植林を増加させる** 1(ウ)
- JICA、外務省等と連携し、地域事業者の製品・技術等を活用し、砂漠化、干ばつ、劣化した土地と土壌の回復に貢献する 1(ア)
- 山地生態系の能力を強化するため、ビオトープ整備など、生物多様性を含む山地生態系の保全に繋がる施策を実施する 2(エ)、4(イ)(オ)(キ)
- 絶滅危惧種の保護、絶滅防止に向けた地域レベルでの取り組み、対策を検討し、実施する 4(キ)
- **農林水産省等と連携し、地方自治体における遺伝資源利用に関する情報発信等を通じ遺伝資源の適切な利活用を実現する** 1(ア) (ウ)、4(キ)
- 地方公共団体ごとに違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処するための取組を促進する 1(ウ)
- 国と連携し、外来種の侵入防止策の検討や地域の生態系の破壊を防止、改善するための施策の検討、実施を通じて外来種の侵入防止等に貢献する 1(ウ)
- 政府レベルでの生態系と生物多様性に関する計画の実施に貢献するための地方公共団体レベルでの計画の策定、実施する 1(ウ)
- JICA、外務省等と連携し、政府レベルでの生物多様性に関する取り組み促進のための資金動員、行動実施に貢献する 1(ア)
- **地域の森林資源活用、保護に向けた取り組み、資金動員の実現、環境格付け融資、森林ファンド等の拡充を通じ、民間レベルでの持続可能な森林経営のための資金の調達を実現する** 1(ウ)
- **地域コミュニティレベルでの森林保護、管理体制の構築、地域コミュニティレベルでの固有種の保護に関する取り組み強化、森林ファンド等のインセンティブ型手法の活用等を通じ、国際レベルでの地域コミュニティの能力向上や保護種の防止に関する取り組みに貢献する** 1(ウ)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(15/17)

SDGsのターゲット



- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する
- 16.3 国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する
- 16.4 2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保する
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する
- 16.10 国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力等を通して関連国家機関を強化する
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規および政策を推進し、実施する

地方創生SDGs取組達成度評価

- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、あらゆる形態の暴力及び暴力による死亡率を大幅に減少させるための取組を実施する 4(ア)
- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、子供に対する虐待を含む、あらゆる形態の暴力を撲滅する 3(ウ)、4(ア)
- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携等を通じて、地域内のあらゆる人々へ司法への平等なアクセスを実現する 1(ア)
- 国際的な違法資金の流れ等に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施、暴力団排除条例の強化等を通じた組織犯罪の撲滅に向けた取組の強化を通じて、違法な資金および武器の取引の減少、犯罪組織の根絶に貢献する 1(ア)
- あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる 1(ア)
- 地方公共団体の説明責任の強化等を通じて調達情報の開示など透明性の高い公共機関の発展に向けた取組を促進する 1(ア)
- ~~地域の意思決定において、地域に住む人々の参加を促し、より内包的かつ地域住民の意見をより反映させた意思決定を実現する~~ 1(ア)、4(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材の受入れ、人材育成等を通じ、政府レベルでのグローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する取り組みを支援する 1(ア)
- 出生届の提出の徹底、民法の嫡出推定¹の見直しの検討、無戸籍者による無戸籍状態解消に関する手続きの簡略化等を検討し、無戸籍者への円滑な法的な身分証明の提供方法の検討を行う 3(ウ)
- 遠隔地、離島に住む人々への情報発信、情報へのアクセスを可能とするインフラ整備等を通じ、地域に住む全ての人々の情報への公平なアクセスの確保の貢献する 1(ア)、4(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて、暴力の防止やテロリズム・犯罪の撲滅等の能力を構築に貢献する 1(ア)
- 地方公共団体の条例等におけるすべての人々の権利を尊重した公平な条例制定、施策の実施を目指す 1(ア)

1. 民法では「婚姻中に妊娠した子は夫の子」「離婚後300日以内に生まれた子は元夫の子」と推定すると定められており、様々な事情からこの適用を避けようとする母が出生届を出さず、子が無戸籍になる事態が発生している。

地方創生SDGs取組達成度評価(16/17)

SDGsのターゲット



資金/Finance

- 17.1 課税および徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援等も通じて、国内資源の動員を強化する
- 17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する

技術/Technology

- 17.6 科学技術イノベーション(STI)およびこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力および地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズム等を通して、相互に合意した条件において知識共有を進める
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件等の相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及および拡散を促進する
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する

能力構築/Capacity-building

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力および三角協力等を通して、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する

貿易/Trade

- 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する

地方創生SDGs取組達成度評価

- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して、途上国の課税および徴税能力の向上へ貢献する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国へのODA供与の拡大を支援する
- JICA、外務省等と連携し、途上国への追加資金の実現に貢献する
- JICA、外務省等と連携し、人材育成等を通して開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減するための取組を支援する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、投資促進枠組みの構築に貢献する
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して途上国人材のSTIへのアクセス向上に貢献するとともに、科学技術に関する国際的な南北、南南協力に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して途上国への環境に配慮した技術の開発、移転、普及および拡散に貢献する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して途上国におけるICTをはじめとする実現技術の利用強化に貢献する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して開発途上国で求められる人材育成に向けた人材育成や能力構築に向けた国際的な支援、取組の強化に貢献する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して政府レベルでの公平な多角的貿易体制の促進に貢献する
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアの倍増に貢献する 1(ア)
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通して政府レベルでのすべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセス実施へ貢献する 1(ア)

イメージ

地方創生SDGs取組達成度評価(17/17)

SDGsのターゲット



体制面/Systemic issues、政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence
 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性等を通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する

地方創生SDGs取組達成度評価

総合戦略

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する

● 地方創生を通じて政府レベルでの世界的なマクロ経済の安定促進へ貢献する 1(ア)

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する

● 政府レベルの持続可能な開発に関する政策と整合した地方公共団体レベルでの取り組みを通じて、日本政府の持続可能な開発のための政策の一貫性へ貢献する 1(ア)

マルチステークホルダー・パートナーシップ/Multi-stakeholder partnerships

17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術および資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する

● 政府レベルの持続可能な開発に関する政策と整合した地方公共団体レベルでの取り組みを通じて日本として統一的な持続可能な開発に向けた取り組みを行う 1(ア)

● JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて地方公共団体として持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの強化に貢献する 1(ア)

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

● **SDGsへの取り組み促進に向けた地方公共団体、地域金融機関、市民等の社会の全てのステークホルダー間でのパートナーシップの実現、地方公共団体でのSDGsに関する認知度向上、SDGs目標達成に向けた地域レベルでの取り組み促進を通じて効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する** 4(ア)

データ、モニタリング、説明責任/Data, monitoring and accountability

17.18 2020年までに、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置およびその他各国事情に関連する特性格の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる

● JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて途上国の能力強化に貢献し、途上国に関するデータの入手可能性の向上に貢献する 1(ア)

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する

● JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて途上国の能力強化に貢献し、途上国における統計に関する農畜構築支援に寄与する 1(ア)

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
- 6. ニーズ調査アプローチ・結果**
 - a) ニーズ調査アプローチ
 - b) ニーズ調査結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
 - a) **ニーズ調査アプローチ**
 - b) ニーズ調査結果
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

ニーズ調査の背景と目的

背景

- 地方創生・SDGs金融を考えるにあたって、現時点で**4つのイニシアティブを設計する必要がある**
 - － **登録・認証制度**：地方創生SDGsに取り組む地域事業者を認知する制度
 - － **金融商品・サービス 1** (地域金融機関→地域事業者)：地域金融機関が、地方創生・SDGsに取り組む地域事業者に対して行う投融資
 - － **金融商品・サービス 2** (大手金融機関→地域金融機関)：大手金融機関が、地方創生・SDGsに取り組む地域事業者に対して投融資を行っている地域金融機関に対して行う投融資
 - － **金融表彰制度**：地方創生SDGsに取り組む地域事業者に対して投融資を行っている地域金融機関を認知する制度
- 各イニシアティブの設計にあたって、地方創生SDGsに対する**実効性をおよび実現可能性を検証したい**

目的

- 各4つのイニシアティブについて、ヒアリング・アンケートを通して、以下2点を検証する
 - － **検証事項A**：各イニシアティブが地方創生・SDGsへの投資促進に本当に寄与するのか
 - － **検証事項B**：どのような設計・運用方法を採用すれば、当該制度が機能するのか

検証事項A

地方創生SDGs金融が地方創生・SDGsに本当に寄与するのか

| | 地域事業者 | 地域金融機関 | 大手金融機関 | 国・地方公共団体 |
|-----------------------------|---|--|---|---|
| 登録・認証制度が地方創生・SDGsに寄与するのか | <ul style="list-style-type: none"> 地域事業は取組を認知・評価してもらうことを目的として当該制度を利用する 地方創生SDGsを認識している企業は当該制度を利用して取組の加速に繋げる 地方創生・SDGsを知らない事業は、当該制度が新たに取組を始める動機となる | <ul style="list-style-type: none"> 地域事業者への融資を行う際、当該制度を利用して新しい融資先を開拓・検討する | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> より多くの地域事業者に地方創生SDGsへの取り組みをはじめ・強化してもらうために当該制度を利用してもらう |
| 金融商品・サービス1が地方創生・SDGsに寄与するのか | <ul style="list-style-type: none"> 融資で得た資金利用の説明責任を果たすために、地方創生SDGsへの投資に資金を利用する | <ul style="list-style-type: none"> 融資の際、地方創生SDGsを加味することによって更なるリターンの創出につながると認識している 地方創生SDGsへの取り組みを認知し、融資の判断材料として利用することができる/できるようになる | | |
| 金融商品・サービス2が地方創生・SDGsに寄与するのか | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> 融資で得た資金利用の説明責任を果たすために、地方創生・SDGsへの投資に資金を利用する | <ul style="list-style-type: none"> 融資の際、地方創生SDGsを加味することによって更なるリターンの創出につながると認識している 地方創生SDGsへの取り組みを認知し、判断材料として利用することができる/できるようになる | <ul style="list-style-type: none"> - |
| 金融表彰制度が地方創生・SDGsに寄与するのか | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGsへの投資を認知・評価するために当該制度を利用する 当該制度が新たに投資を始める動機となる 表彰を目指し、地域金融機関が実際に資金を地方創生SDGsに投資することを促す | <ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関への融資を行う際、当該制度を利用して新しい融資先を開拓・検討する | <ul style="list-style-type: none"> より多くの地域金融機関に地方創生SDGsへの融資をはじめ・強化してもらうために当該制度を利用してもらう |

検証事項Bの仮説

検証事項B

どのような設計・運用すれば、当該制度が機能するのか

| | 地域事業者 | 地域金融機関 | 大手金融機関 | 国・地方公共団体 |
|-------------------------------|--|--|---|--|
| どのような登録・認証制度を設計・運用すれば、機能するのか | <ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGs自体を認知しており、自身が地方創生SDGsに取り組んでいることを認識している 資金ニーズがあり、当該制度の利点を感じている 登録・認証方法に必要なアクションを把握している | <ul style="list-style-type: none"> 当該制度によって地方創生SDGsの取組を行う地域事業を認知することができる 当該制度によって登録・認証された地域事業は融資の有力な対象であることを認識している | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> 登録・認証の主体として適格である 運営主体としてのノウハウとキャパシティがある |
| 金融商品・サービス(地域金融機関→地域事業者)が機能する | <ul style="list-style-type: none"> 当該金融商品・サービスを利用する条件を把握しており、自身がポテンシャルの高い融資対象であると認識している | <ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGsに取り組む地域事業者の活動を支援する金融商品・サービスを設計できる/できるようになる 地方創生SDGsに取り組む地域事業の発掘・分析・投資するノウハウ・キャパシティがある/できるようになる | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> - |
| 金融商品・サービス(大手金融機関→地域金融機関)が機能する | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> 当該金融商品・サービスを利用する条件を把握しており、自身が融資対象であると認識しており 対象となるために必要なアクションを把握し、融資の申請・合意に向けた労力を割ける | <ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGsに取り組む地域金融機関の活動を支援する金融商品・サービスを設計できる/できるようになる | <ul style="list-style-type: none"> - |
| 金融表彰制度が機能する | <ul style="list-style-type: none"> - | <ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGsを認知し、自身が地方創生SDGsに取り組む地域事業者に投資を行っていることを認識している 当該制度の利点を感じており、応募を検討している | <ul style="list-style-type: none"> 当該制度によって、地方創生SDGsに取り組む地域事業に対して融資を行う地域金融機関を認知することができる | <ul style="list-style-type: none"> 表彰の主体として適格である 運営主体としてのノウハウとキャパシティがある |

アンケート実施対象

アンケート実施対象主体の一覧

ヒアリング実施対象

ヒアリング実施対象主体の一覧

[アンケート項目イメージ]

アンケート項目イメージ

[インタビュー表イメージ]

インタビュー表イメージ

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域1：登録・認証制度
4. 検討領域2：金融表彰、金融商品・サービス
5. 検討領域3：地方創生SDGs取組達成度評価
6. ニーズ調査アプローチ・結果
 - a) ニーズ調査アプローチ
 - b) ニーズ調査結果**
7. 地方創生SDGs金融フレームワーク展開のロードマップ

ニーズヒアリング結果：登録・認証制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 登録認証制度の活用については、融資の判断の参考にしたい
 - 融資先の事業が地域貢献等の活動に取り組んでいることは、普段見ている非財務情報（企業理念、社内カルチャー等）と同等のものと理解
 - 但し、与信の審査項目として定量的なものを設けると、精査が必要となるため、難しいと想定
-
- 最も大きな課題は、中小・零細企業および市議会議員がSDGsの意義をしっかりと理解すること
 - 認証主体となることによる負担は避けたいが、事業者にとって第三者認証だと応募のハードルが上がる
 - 地域事業者にとっては、広告費を使わずにPRできることが最大のメリット
 - 企業から基準項目の意見などを受けながら相互に設計していく仕組みが望ましいにしてほしい
 - 新しい産業が生まれにくいので、人材育成や産学官連携による取り組みが必要

設計反映方法（案）

- 登録・認証制度は、意義があるため当初通り設ける。ただし、融資の審査項目としてでなく取組を自己開示されたものを融資の際に参考とする
 - **登録制度：誰でも登録可能**とし、SDGsへの関心を高めることを狙いとする
 - **認証制度：SDGsへの取組に対して、目標を自己設定しそれに向けた数か年のアクションを作成する**など活動の達成状況を報告し、達成した場合に認証されるものとする
-
- 前準備：制度**開始前の土台作り**として、中小企業・市議会議員の**認知度向上**の取り組みを行う
 - 制度設計：
 - 事業への制度紹介は**金融機関から積極的に行う**
 - 認証を地方公共団体が行う場合は、**リソース・ケイパビリティの観点から確実に運用できるように設計**する
 - インセンティブ：**PR効果**が最大限享受できる設計にする
 - 登録・認証後：
 - 登録後の取り組み促進・効果の最大化を図る仕組みを用意する(例：地方公共団体主導の企業間の交流会等)
 - **登録・認証後の対応**を定義する必要がある

ヒアリング対象

- 金融機関
-
- 地方公共団体

ニーズヒアリング結果：登録・認証制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 登録認証制度は敷居を低くして開始し、認知度向上に応じて要件を厳格化していくのが現実的
- SDGsの認知度向上には企業内でのトップダウン方式による教育が効果的
- 地方公共団体が第一審査、国が最終審査とした方が効果が高い
- 既存の登録制度（CSR認証、健康経営制度など）との重複感がある
- 過去の登録制度からの学びは、制度の閉じ方、登録後のサポートの仕方、応募者を集めずらい、応募の敷居を高くしすぎない方が良い、金銭的なメリットの明確化（入札時の加点、融資相談の機会提供、利子優遇）など
- 国レベルでSDGs認知度アップに取り組んでもらうと効果は大きい（例：オリンピックの看板にロゴを入れる、大手企業が宣伝の中でSDGsにふれる等）
- 職員が分かりやすく説明できるように意識、活用方法を教えてほしい
- 地方公共団体の運営作業を考慮してメリットを明確にしてほしい
- SDGsに積極的に取り組む域外企業の誘致ができるとう良い

設計反映方法（案）

- 登録制度は、自己採点で登録可能とし、更に積極的に段階的な認証制度を導入
- 地方公共団体レベルで企業の経営陣に対し、SDGsの認知を高める機会の提供が必要（セミナーなど）
- SDGs、地方創生などに関連する既存の登録・認証制度との合併や接続性などの対応を考慮する
- 登録・認証後のプロセスについて、詳細設計で検討する必要あり（更新のタイミング、取組促進の機会等）
- 前準備：国レベルでのSDGsの認知度向上の取り組みについて検討する
- 地方公共団体が地方創生SDGsについて共通の理解を深めるための、地方創生SDGsのコンテキストに沿った指標の例や、事例集などを用意する
- 地方公共団体の負担に見合うメリットを用意する、または負担を減らす（応募プロセスの簡易化、基準資料の簡素化等）
- 地域の垣根を超えて波及効果がある設計にする（共通指標、PR方法等）

ヒアリング対象

- 金融機関
- 地方公共団体
- 地方公共団体

ニーズヒアリング結果：登録・認証制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 事業としてSDGsに関心のある部門は広報部、若手社員など
- SDGsの効果的な広げ方は企業間のつながり、取引先との営業会話（名刺、バッチからはじまる）、成功例を活用した認知度アップ
- 既存の情報量では、SDGsの具体的な経営への結び付け方が不明瞭
- 実効性があると思うが、応募の段階でオンラインフォームなど先進的で分かりやすい仕様にしないと応募も集まらない

- SDGsに取り組む意欲のある企業はあるが、取り組み方が分からない
- 制度により見込めるメリットは社員のモチベーションアップ・採用時のアピールになる
- 事業とSDGsとの親和性が低いと思われる企業も登録できるような、間口の広い制度とすべき

設計反映方法（案）

- SDGsに関する取組によって享受しうるメリットに対して魅力を感じる層にアプローチする
- **事業者間で情報共有や共同の取組**が行われるような機会を設計（名刺への記載、集会等）
- 既にSDGsに取り組んでいる企業がについての情報発信、**具体的なメリットおよびSDGsと経営を結びつけるガイドライン等**
- 既存事業とSDGsを結びつける**ガイドライン**の作成
- 地域事業者が**使い慣れている**媒体・形式でのフォーム作成（複数のフォーム選択肢を用意する等）

- SDGsに取り組むことによる**社会へのインパクト**を具体的に感じられるように**見える化**
- 事業へのSDGs普及活動と、**学生・就活生への普及活動**を並行して行う（就活支援サイトの検索項目にSDGsを取り入れる等）
- **登録制度については、裾野を広げることを目的として、誰でも登録できるものとする**、クリアすべき項目のハードルを低く設定するなどの対応を検討する

ヒアリング対象

- 事業者

- 事業者

ニーズヒアリング結果：登録・認証制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 企業は以前からSDGsに寄与する活動に取り組んではいるが、活動がSDGsに結びついているという意識や活動を発信しようという意識があまりない
- 地域事業者のインセンティブは雇用時のPR
- 金融機関だけでなく一般市民へのPR効果もほしい
- 身近に思える成功事例があれば地方公共団体もPRしやすいし事業者も取り組みやすい

- ワークライフバランス促進に取り組む企業登録・認定等を運用する中で、企業の参加促進のために経済的インセンティブを設定している
- 登録・認証制度を新設する場合、地方公共団体の既存の登録・認定制度との棲み分けを考える必要がある
- 評価される側が認証された・されなかった理由をしっかりと納得できるような設計にしてほしい
- 当方では委託業者に依頼し、応募者を集めている

設計反映方法（案）

- SDGsを既存事業に取り組む際に事業と密接にかかわっている地方公共団体からの支援を行う
- 企業の取組が一般市民にも見えるように認証後の効果を設計する（一般市民が手に取る**商品に掲載できるロゴ**等）
- 事業者だけでなく**一般市民にもSDGsの普及**を行う取組について詳細設計で検討する
- 地方公共団体間で**成功事例を共有できるプラットフォーム**を作る

- 既存制度の利用継続については、**棲み分けをするのか・合併させるのかを検討する**
- 評価項目を**定量的かつ誰にでも理解できる**形で設定し、評価結果を**目に見える**形で提示する（得点制等）
- **登録・認証制度の応募者数の確保**について具体的なアクションプランを詳細設計にて定義する

ヒアリング対象

- 地方公共団体

- 地方公共団体

ニーズヒアリング結果：登録・認証制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 事業者側のニーズ活性化が重要、事業者にとって登録認証を受けることによる経済的メリットを明確化する必要がある
- 登録認証制度が地域事業者の融資ニーズや事業拡大に繋がるのであれば、金融機関も積極的に登録支援を行う
- 登録認証制度を起点とした事業者の事業拡大の事例等があれば、金融機関が事業者に登録認証制度をPRし易くなる

設計反映方法（案）

- 事業者にとって**登録認証がメリットとなるような制度設計をし、見える化させる**(金融機関の融資審査/事業性評価等でポジティブな要因となるような認証レベルの設定等)
- 金融機関が取引先企業に**登録認証のメリットを説明できる事例紹介等の情報提供**

ヒアリング対象

- 地方公共団体

ニーズヒアリング結果：金融商品・サービスに関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 収益に繋がらないものに対して、作業の手間をかけることは難しい
- 地方公共団体の関与は必須
- 国としては金融機関におけるSDGsの認知度向上に取り組むことが必要。SDGsへの融資時の検討事項、売り方などのガイダンスがあると取り組みやすい
- 加えて、最終的には金銭的インセンティブがあれば積極的に取り組める

- 融資は現時点で事業をやっている人に加えて創業者に対するサポートも設けると良いのではないか

- 事業者側のニーズ活性化が重要。ニーズが高くなれば金融機関側も商品サービスに積極的に取り組むようになる
- 機関投資家等からの投融資は地銀を経由せず、機関投資家等がシンジケートローンやファンド組成等を通じて地域事業者へ直接投融資を行う形になるのではないか
- 地銀は低金利で資金的に余裕があり、事業者からの融資ニーズも一定程度で安定しているため、資金調達の意欲は低い

設計反映方法（案）

- **金融商品・サービスの開発、営業、融資後のフォローアップまで一連のプロセスをパッケージ化したガイダンス**を提供することで地方創生SDGs金融への取り組み方を明示する
- 金融機関向けのSDGへの金銭的インセンティブ(補助金など)を明確化する

- 各地域で**ポテンシャルがあるターゲット・地方公共団体の活動の方向性と合致する事業に対する商品設計**を行う

- 金融機関は企業が補填融資への申請等を行う際にコンサルティング料や商品・サービス提供等を通じて収益を上げることができるため、企業に経済的なメリットがある登録認証制度の構築等を通じて、**金融機関にとっても新たな事業機会の獲得に繋がる制度設計**を検討する
- 機関投資家、保険会社等からの投融資については**シンジケートローンやファンド組成等を通じたスキーム**を検討する

ヒアリング対象

- 金融機関

- 地方公共団体

- 地方公共団体

ニーズヒアリング結果：金融表彰制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 金融表彰制度のメリットが分からない。金融機関としては利益につながるか否かが重要なポイントのため、金銭的メリットが明確でない以上は必要ない
- 金融表彰制度は、やるとしたら融資規模だけでなくスキームのユニークさ等でも評価すべき
- SDGs認知度向上という点では地域事業者(個別企業)の表彰制度が必要
- 競争する金融機関との競争においてユニークさを必要としている地域金融機関にとっては、広告費を使わずにPRできることが最大のメリット
- 地方公共団体の運営作業を考慮してメリットを明確にしてほしい(助成金、他の市との差別化)
- 実効性があると思うが、応募の段階でオンラインフォームなど先進的で分かりやすい仕様にしないと応募も集まらない

設計反映方法(案)

- 金融表彰制度については、具体的なメリットの検討(域外事業者からの融資申し込みを増やすために金融機関が得意とする分野で応募する等)
- 特別賞(アイデア賞)やパイオニア賞などの融資の規模に関係なく表彰されるパターンの検討が必要。また、金融機関・融資先をセットで表彰することも検討する
- 地域事業者への表彰制度の設置を検討
- 地域金融機関間の競争に有利に働く要素とするためには、国からの表彰が必要
- 地方公共団体の側の負担に見合うメリットを用意する、または負担を減らす(応募プロセスの簡易化、基準資料の簡素化等)
- 地域金融機関が使い慣れている媒体・形式でのフォーム作成(複数のフォーム選択肢を用意する等)

ヒアリング対象

- 金融機関
- 地方公共団体
- 地方公共団体
- 事業者

ニーズヒアリング結果：金融表彰制度に関連するヒアリング

ヒアリング結果

- 融資を受けてまで事業拡大をしようと思う中小企業は少ないと思われる
- 各地域金融機関の支店とつながりがある都道府県が取りまとめ・ノミネートを行うのが良いのではないか
- 地域金融機関とのつながりが強いのは地方公共団体より財務事務所や金融協会
- 制度を固めすぎると地方公共団体は運用しづらいので、余裕を持たせつつ、公平性を保てるようなバランスが必要
- 地域金融機関は全国よりも地域内でのブランディングを重視しており、表彰制度が金融機関にとって魅力度が高いとは思えない
- 地域金融機関のニーズは地域内でのブランディング向上。全国へのPR効果は地域金融機関にとってメリットになりづらい
- 金融機関にとっては自行が表彰されることで取引先企業へどういったインパクトを提供できるかという点が重要

設計反映方法（案）

- 融資に偏りすぎず、**投資、その他金融サービスにもフォーカス**したインセンティブを設計する
- 地方公共団体が**財務事務所や金融機関と連携**してノミネートを行うプロセスを検討する
- どのような地方公共団体でも**運用可能**でかつ地方公共団体の規模やノウハウによって**運用に差が出ない**ようなマニュアルにする
- 表彰制度が**金融機関の事業面でのメリット**となるような制度設計の検討（例：優良事業と融資を行った金融機関のパッケージ表彰等）

ヒアリング対象

- 事業者
- 地方公共団体
- 地方公共団体

ニーズヒアリング結果：地方創生SDGs取組達成度評価に関連するヒアリング

ヒアリング結果

設計反映方法（案）

ヒアリング対象

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">地方創生SDGs取組達成度評価を銀行で行うことは難しいため、企業の自主開示を要件として欲しい(HP等での情報開示等) | <ul style="list-style-type: none">地方創生SDGs取組達成度評価は企業の自主開示を要件とする(HP等での情報開示等) | <ul style="list-style-type: none">金融機関 |
| <ul style="list-style-type: none">評価項目を地域独自のコンテキストに落とし込み、具体的な目標を提示するためのガイドラインを作成してほしいあるテーマへの取組が与える他のテーマへの取組に対する影響を考慮した方が良いのではないか | <ul style="list-style-type: none">活動に取り組みやすくするために、地域ごとに目標を詳細化できる設計にする上記設計にした場合の全体の地方創生SDGs取組達成度評価方法を検討する運用等の際、他のプロジェクトとの整合性の確認を行う必要がある | <ul style="list-style-type: none">地方公共団体 |
| <ul style="list-style-type: none">地方創生SDGs取組達成度評価項目は、格付け、銘柄作成等への利用を想定し、第三者評価機関による定量項目に沿った評価すべき格付けにするか点数にするかなど、定義が必要だが、いずれにしる曖昧な目標でなく定量的なものとするのが重要評価方法は、総合点というよりはテーマ別が好ましい（事業者ごとでSDGsとの親和性の偏りが生まれてしまうため） | <ul style="list-style-type: none">機関投資家による各地方銀行への波及効果が予想されるため、国から評価機関の選定及び定量の評価項目について詳細のガイドラインが必要SDGsのテーマ別で各企業の地方創生SDGs取組達成度を評価する | <ul style="list-style-type: none">金融機関 |
| <ul style="list-style-type: none">評価結果が自動的に公表されてしまう場合、評価を受ける側から反発があるのではないか | <ul style="list-style-type: none">評価を受ける組織に評価結果の公表の選択権を与えるなど、評価される企業、組織に負の影響を与えないよう柔軟な制度設計を行う | <ul style="list-style-type: none">地方公共団体 |

その他要望

ヒアリング結果

- 地方公共団体も国から評価してほしい
- 現行の国主導の地方創生で成果が出ていない中で、地方公共団体でさらにSDGsへの取組を求められることや、制度設計等で作業負担が発生することが不安

設計反映方法（案）

- 地域金融機関と地方公共団体を合わせて表彰する設計にする
- **既存の制度においてうまくいっていないこととその要因**を制度設計に反映する

ヒアリング対象

- 地方公共団体
- 地方公共団体

SDGsに関する取組の成功例

ヒアリング結果

- 金融機関からの融資アプローチ
- SDGsに取り組む他のステークホルダーとの提携：
 - 地方公共団体と協定を締結したほか、庁舎に事業者の製品を設置
 - 他企業の営業所に自社製品を設置
- 営業を通じたSDGsの普及啓発の推進（名刺やバッジなどをきっかけとして活用）
- 社員のモチベーション維持・向上
- 優秀な女性社員の再雇用

- 環境負荷の少ない自社製品が、SDGsに間接的にでも取り組みたい企業のノベルティとして採用された
- SDGsについて従業員が学ぶことで、従業員ともコミュニケーションが深まり、いろいろなアイデアが出るようになった

ヒアリング対象

- 事業者

- 事業者

アンケート結果：SDGs認知度と取組状況

SDGsの認知度と取組状況に応じたセグメンテーション

アンケート結果：検討領域 1 の実効性と実現性

検討領域 1 の実効性と実現性を表現したチャート（数枚のページ渡って表現）

－SDGsに取り組む可能性

－インセンティブ

－国のサポート

－その他のインサイト

アンケート結果：検討領域2の実効性と実現性

検討領域2（金融商品・サービス）の実効性と実現性を表現したチャート（数枚のページ渡って表現）

－SDGsに取り組む可能性

－インセンティブ

－国のサポート

－その他のインサイト

アンケート結果：検討領域2の実効性と実現性

検討領域2（金融表彰制度）の実効性と実現性を表現したチャート（数枚のページ渡って表現）

－SDGsに取り組む可能性

－インセンティブ

－国のサポート

－その他のインサイト

ニーズ調査結果のまとめ

ニーズ調査におけるインタビュー、アンケート結果の総括